

平成26年 第3回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 平成26年9月24日

散 会 平成26年9月24日

仁 木 町 議 会

## 平成26年第3回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

◆日 時 平成26年9月24日（水曜日）午前9時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- |       |              |   |
|-------|--------------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |   |
| 日程第2  | 議会運営委員会委員長報告 |   |
| 日程第3  | 会期の決定        |   |
| 日程第4  | 諸般の報告        |   |
| 日程第5  | 行政報告         |   |
| 日程第6  | 報告第1号        | 平成25年度決算に基づく健全化判断比率報告書  |
| 日程第7  | 報告第2号        | 平成25年度決算に基づく資金不足比率報告書   |
| 日程第8  | 一般質問         | 介護予防対策について（住吉英子議員）<br>地域包括ケアシステムについて（住吉英子議員）<br>危険災害からの避難対策について（上村智恵子議員）<br>定住促進対策について（上村智恵子議員）<br>役場内に専門部署の設置を（嶋田 茂議員） |
| 日程第9  | 議案第1号        | 平成25年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第10 | 議案第2号        | 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第11 | 議案第3号        | 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第12 | 議案第4号        | 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第13 | 議案第5号        | 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）   |
| 日程第14 | 議案第6号        | 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第15 | 議案第7号        | 仁木町道路線の認定について（北星2号線）  |

## 平成26年第3回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成26年9月24日 午前 9時30分  
散 会 平成26年9月24日 午後 3時03分

議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

## 出席議員（9名）

1 番 野 崎 明 廣 2 番 住 吉 英 子 3 番 嶋 田 茂  
4 番 宮 本 幹 夫 5 番 大 野 雅 義 6 番 林 正 一  
7 番 上 村 智 恵 子 8 番 横 関 一 雄 9 番 山 下 敏 二

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 長	角 谷 義 幸
総 務 課 長	林 典 克	教 育 次 長	嶋 井 康 夫
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(泉 谷 享)
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
住 民 課 長	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(林 典 克)
ほ け ん 課 長	川 北 享	監 査 委 員	中 西 勇
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇  
議 事 係 主 任 松 岡 亜 希

## 開 会 午前 9時30分

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、平成26年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・野崎君及び2番・住吉君を指名します。

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、9月11日、木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には報告2件、議案8件、同意1件、諮問1件、意見書9件の合計21件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が3名から5件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。はじめに、定例会1日目。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第7の報告については、2件を一括議題とし報告を受けます。日程第8・一般質問については通告順に従って、住吉議員2件、上村議員2件、嶋田議員1件の順でございまして。日程第9から第12の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称は、平成25年度各会計決算特別委員会。委員数は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員7名でございまして。日程第13の補正予算については、即決審議をお願いいたします。日程第14の条例改正については、即決審議をお願いいたします。日程第15の道路認定については、総務経済常任委員会に付託し審査することといたします。1日目はここまでとし、散会といたします。

次に、定例会2日目。日程第16の規約変更については、即決審議をお願いいたします。日程第17の同意、日程第18の諮問については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議をお願いいたします。日程第19から第27の意見書については、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございまして。日程第28・委員会の閉会中の継

続審査、日程第29・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございました。

続いて、会期について申し上げます。平成26年第3回仁木町議会定例会招集日は、本日9月24日水曜日。会期は、開会が9月24日水曜日、閉会が9月25日木曜日の2日間といたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日9月24日から9月25日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月24日から9月25日までの2日間とすることに決定しました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として説明を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から、平成26年度第4回から第6回の例月出納検査報告書並びに平成26年度第1回定例監査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。なお、定例監査報告書については、後程この諸般の報告の中で中西代表監査委員から、その監査概要について報告をいただくことになっております。

次に、6月23日開催の平成26年第2回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。7月4日には、札幌市で開催の北海道町村議会議員研修会に参加し、法政大学 廣瀬克哉先生と読売新聞特別編集委員でテレビのコメンテーターとして有名な橋本五郎先生の講演を拝聴してまいりました。

廣瀬先生からは「議会改革のこれから」をテーマに、厳しい財政状況や人口減少問題を抱える地方自治体において議会はどうあるべきなのか。また、議会改革を進める上での難しさ等、大変参考となる講話をいただきました。第2部の橋本先生からは安倍政権に対する独自の意見やご自身の体験を通じて、ご家族との思い出など、大変興味深い講話を拝聴いたしました。

8月21日には、泊村において後志町村議会議員研修会が開催され参加をしてまいりました。研修では、全国町村議会議長会議事調査副部長の鈴木 毅氏を迎え「最近の地方議会の動向について」をテーマに、講演を拝聴いたしました。

9月15日には、平成26年度仁木町敬老会に出席してまいりました。本年度は、町制施行50周年を記念し、町内の75歳以上の高齢者が一堂に会し、町民センターにおいて盛大に開催されました。出席者の皆様には、

議会を代表して行政並びに議会運営に対する感謝とこれからもご健康で長寿を重ねられますようお願いの言葉を申し上げてまいりました。

続いて、北後志衛生施設組合議会並びに北後志消防組合議会の開催状況について報告します。北後志衛生施設組合、北後志消防組合議会定例会が7月9日に招集され、出席してまいりました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

続いて、後志広域連合議会の開催状況について報告いたします。後志広域連合臨時会が8月18日に招集され、広域連合議会議員であります横関副議長から復命書の提出がありました。議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

それでは、中西代表監査委員から、平成26年度第1回定例監査の概要について、報告をお願いいたします。

○代表監査委員（中西 勇）議長。

○議長（山下敏二）中西代表監査委員。

○代表監査委員（中西 勇）それでは、平成26年度第1回定例監査報告書について、報告を申し上げます。

諸般の報告の12ページからでございます。まず第1といたしまして、監査の概要でございます。1番目、監査の実施日でございますが、8月の26日から28日までの3日間でございます。2番目、監査の対象でございます。(1)として、職員手当の支給状況について、(2)といたしまして、随意契約による契約事務の執行状況についてでございます。監査の方法につきましては、従前どおり、町長、副町長、教育長、また関係課長、職員の皆さんに出席をいただきまして、提出された資料に基づいて、関係書類の監査を実施したところでございます。次に4番目、監査結果の区分でございますが、これも従前どおりでございます。一応、内容につきまして、12ページの中段から書いてございますが、指摘事項、指導事項、検討事項、それぞれ各項目ごとに区分をいたしております。

次に、13ページでございます。第2、監査の内容でございます。1番目の職員手当の支給状況についてでございます。(1)扶養手当、これにつきましては扶養手当、こういうような状況で支給されるんだということを示してございます。一番最後の表でございますが、扶養手当の支給状況につきまして、表1で表示しておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。次に、(2)の住居手当でございます。住居手当の支給要件について、記載をさせていただいております。14ページの方にですね、表2で住居手当の支給状況について、内容を記載させていただいておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。次に、(3)番目、通勤手当でございます。通勤手当、どういう形で支給をしているかということについて、記載をさせていただいております。通勤手当の支給状況につきましては、表3で示させていただいておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、15ページでございます。時間外勤務手当でございます。これにつきましては、内容をちょっと申し上げさせていただきたいと思いますが、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿により勤務を命ぜられた職員に対し、実際に勤務した時間に対して、仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町職員の給与に関する規則の規定に基づき、時間外勤務手当を支給しているところでございます。なお、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の支給状況につきましては、表4で示させていただいております。次に、下の表でございます。平成26年の4月から7月までの時間外勤務状況についてです。表5で示させていただいておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。下段の方にありますけれども、職員手当の支給状況につきましては、平成21年度第2回定例監査において

指摘・指導を行ったところであり、今定例監査では、この改善状況について重点的に監査を行ったところでございます。平成21年度の定例監査で検討事項としたものにつきましては、概ね改善をされており、休日における休憩時間の付与や所属長による時間外勤務命令簿の記入など、適正に処理されていることを確認したところでございます。

次、16ページでございます。2番、随意契約による契約事務の執行状況についてでございます。これも内容をちょっと読ませていただきます。地方公共団体が締結する契約については、その性質上公益を守るための一定の制限が必要となります。また、会計規律を維持し、担当者の私曲を防止するための一定の形式が必要となります。私曲という表現をさせていただいておりますけれども、これは不正でないこと、不正ということの意味しているものでございます。次に、地方公共団体が契約する場合の方法として、地方自治法第234条第1項において、何々の契約については一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によらなければならない旨を定めております。更に、同条第2項では指名競争入札、随意契約、せり売りは政令で定める場合に限り、その方法によることができるとしております。すなわち、地方公共団体における契約は、一般競争入札によることを原則としております。随意契約とは、競争によらず契約の相手方を特定し、任意に特定の者を選んで締結する契約方法でございます。資力、財力、信用等において、ある程度経験に富んだ相手方を選定できる反面、適正価格で契約することができなかつたり、相手方の固定化も懸念されます。したがって、随意契約による方法が無制限に認められると、均等・公正な契約制度の趣旨に反することになりますことから、一定の要件の下にのみ認められている特例として地方自治法上認められております。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号において規定されている地方公共団体の規則で定める額は、仁木町財務規則第140条で定められております。更に、仁木町財務規則第141条では、随意契約を行う場合には、2人以上の者から見積書を徴する旨が規定されており、競争見積りが原則であることを定めております。また、1人の者を特定し随意契約する場合は、仁木町財務規則第141条第1項第1号から第4号に規定をされている一定の要件の場合にのみ認められております。なお、本年度におきましては、監査実施日までに随意契約により締結された事業実績は、次のとおりでありますということで、これについては契約額30万円以下の物品購入及び修繕を除いておりますが、随意契約による締結の実績を表6で示させていただきますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、最後になります、17ページでございます。監査の結果についてでございます。(1)職員手当の支給状況についてでございます。指摘事項、指導事項、ともにございません。次に、検討事項でございます。1点だけございます。時間外勤務手当において、特定の職員が恒常的に時間外勤務を行っております。年度初めや特定の事業遂行のため、集中的にその業務に当たることはやむを得ないと思われませんが、健康にも影響を及ぼすおそれがあるため、担当課内での業務分担や役割分担など、適切な対策を講じる必要があるのではないかと存じます。次に、(2)でございます。随意契約による契約事務の執行状況についてでございます。指摘事項、指導事項については、ともにございません。検討事項でございます。3点ほどございます。まず、1点目でございます。業務担当者により仁木町財務規則第141条の解釈に相違があるために、条項の適用において再度確認を要すると存じます。2点目でございます。「町内業者育成のため」という理由により、特定の業者と継続的に随意契約を行っている事業がございますが、効率的な財政運営や公平性の観点から、地方自治法や仁木町財務規則等の法令・規則に基づき、適切に処理を行う必要があると存じます。3番目でございます。賃貸借契約等において、対象物件を特定している事業がございます。惰性的な契約を避けるためにも特定される根拠、有利と判断できる根拠について、明確に示す必要があるのでは

ないかと存じます。

以上を申し上げまして、平成26年度第1回定例監査報告書について、報告をさせていただきました。

○議長（山下敏二）中西代表監査委員、宮本監査委員、何かとお忙しい中での、第1回の定例監査ご苦労様でした。今後とも、監査委員の服務でありますところの公平不偏の態度を保持して、厳正な監査が行われますことをお願い申し上げます。以上で、諸般の報告を終わります。

## 日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成26年第3回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成26年第3回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、山下議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところをこのようにご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、高木教育委員長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。残暑もようやく和らぎ、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。もう既に過ぎてしまいましたが、毎年9月1日は防災の日として全国的にも防災訓練の実施や啓蒙活動が行われております。そもそも9月1日は、関東大震災が発生した日であるとともに、暦の上では210日にあたり、全国では台風を迎える時期でもありますことから、9月1日を防災の日として制定されました。奇しくも先月末の広島市での大規模な土砂災害が発生してから1か月が過ぎました。我々は報道等で被災地の状況を目の当たりにしましたが、防災への認識を改めて見直す必要性が求められております。東日本大震災での教訓を忘れることなく、今回の自然災害を踏まえ、いつ起こるか予想できない災害に対して、行政として迅速かつ確実な避難行動を行える防災文化の情勢を図っていかなければなりません。また、行政からの発信を待つだけではなく、町民一人ひとりが常日頃から防災意識を持っていただくような社会の構築に務めてまいります。

さて、本題に戻りますが本定例会には、上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告2件、議案8件、同意1件、諮問1件、計12件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。平成26年第3回仁木町議会定例会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、泊発電所の安全確認協定に関する連絡会について申し上げます。7月24日に、札幌市で開催された泊発電所の安全確認協定に関する連絡会に、私が出席してまいりました。この連絡会は、泊発電所周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることを目的として、平成25年1月16日に北海道電力株式会社と北海道、後志管内16市町村が締結した「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」に基づき開催されたもので、北海道の担当者が環境放射線の測定結果を説明した後、北海道電力株式会社の酒井副社長から、原子力規制委員会の新規制基準の適合性審査の状況や泊発電所の安全性向上への取組みについて報告がありました。私は今後におきましても、国、北海道及び北海道電力株式会社に対し、なお一層の安全対策を強く要請してまいります。

また、7月31日には、平成26年度第1回仁木町防災会議を開催し、原子力災害対策指針の改正に伴い、



北海道地域防災計画（原子力防災計画編）が修正されたことから、仁木町地域防災計画（原子力防災計画編及び退避等措置計画）の修正を行ったところでございます。主な修正点といたしましては、国が設置・統括する緊急時モニタリングセンターとの連携及び避難先を札幌市内のホテル等とすること、並びに退避又は避難の誘導に際し渋滞情報を確認しながら実施すること、及び一時滞在場所を札幌市手稲区体育館とすることを追加したものであります。また、泊発電所の事故を想定した平成26年度北海道原子力防災訓練が10月24日に実施されることに伴い、本町においても災害対策本部の設置運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、住民への広報訓練のほか、泊発電所から30km圏外の赤井川村キロロリゾートに設置したスクリーニングポイントを経て、本町の一時滞在場所となる手稲区体育館へ住民が避難する退避等訓練を実施することとしております。

次に、平成26年度仁木町敬老会について申し上げます。昨年まで地域の皆様の運営により地区ごとに開催されておりましたが、今年度の敬老会は町制施行50周年を記念して、町内在住の75歳以上の方を対象に、初めて仁木町民センターを会場として、すべての地区の皆様が一堂に会し、9月15日月曜日、敬老の日を開催いたしました。本敬老会には、山下議長をはじめ、各関係機関から四十余名のご来賓の方々のご出席の下、町内在住の75歳以上の対象者707名のうち221名（出席率31%）の敬老者が出席され、仁木フルーツ合唱団の合唱、舞コスモによる日本舞踊の演舞が華を添え、更には栗山町の社会福祉法人ゆりの会総合施設長 橘文也様にご講演をいただき、盛会のうちに終了することができました。今後につきましては、今回の内容を基にご意見をいただき、皆様に楽しんでいただける内容となるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、平成26年度風しん抗体検査及び風しん予防接種費用助成事業について申し上げます。風しんは風しんウイルスによって生じる急性の熱性・発疹性感染症で、従来、主に幼児期から小学校低学年までに発症していた疾患でしたが、近年は成人の風しん罹患（りかん）者が増加しており、北海道においても平成25年には成人の風しん罹患（りかん）者が109人と前年の約5倍の患者数が報告されております。成人になっても風しん免疫を保有していない場合、風しんに罹患（りかん）すると、その症状は乳幼児に比べて一般的に重く、まれに脳炎、血小板紫斑病等の重篤な合併症を起こすこともあります。また、妊娠中に感染すると胎児が白内障、先天性心疾患、難聴を主な症状とする先天性風しん症候群になる可能性が高いことが知られております。このため、国は本年3月に「風しんに関する特定感染症予防指針」を策定し、成人の風しん発症予防のため、未罹患（りかん）者に対する抗体検査の実施や抗体価が低い者に対しては予防接種の実施を勧めており、北海道においても風しん抗体検査費用の助成が検討されていたため、町といたしましても北海道の動向等を見ながら、風しん抗体検査等の必要性を検討してきたところであります。この度、北海道では本年6月24日から平成27年3月31日までの期間に限り、妊娠を希望する出産経験のない女性、風しん抗体価の低い妊婦の配偶者及び同居者等に、先天性風しん症候群の発生を予防する対策として風しん抗体検査費用を全額助成する事業が実施されました。町では、北海道が定めた対象者以外に、町内に住所を有する20歳から49歳までの男女に対象者を拡大し、北海道と同様に平成27年3月31日まで風しん抗体検査費用を全額助成し、抗体検査実施後、抗体価の低い対象者のワクチン接種費用を今年度と平成27年度の2年間を限度に一部助成し、安心して出産することができる環境を整えてまいります。つきましては、本事業に係る予防接種委託料について、今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

次に、仁木町フッ化物洗口推進事業について申し上げます。フッ化物洗口（フッ素のうがい）は、虫歯

予防において安全性に優れ高い効果が期待されることから、町といたしましても平成26年度町政執行方針の中で、乳幼児期からの歯科保健対策と併せ、学齢期の虫歯予防対策として、教育委員会と協力の上、町内の小・中学校でフッ化物洗口推進事業を実施していく方針を掲げ、準備を進めてまいりました。町と教育委員会が「仁木町フッ化物洗口実施マニュアル」を作成し、7月28日～29日に各小・中学校において教職員向けの説明会を開催、その後、9月10日～11日には、仁木町民センター及び銀山生活改善センターで保護者向けの説明会を開催いたしました。説明会では、出席者からフッ化物の有害性を危惧する質疑等がありましたが、同席いただいた倶知安保健所の歯科医師や学校歯科医の森川医師から専門的な立場で安全性について丁寧に説明をいただきました。現在、保護者からフッ化物洗口希望申込書の取りまとめを行っており、この後、各小・中学校において希望者を対象に10月第2週からフッ化物洗口を開始いたします。

次に、ブランド産地化事業について申し上げます。「戦い抜ける仁木農業」の構築を目指し、本町農産物のブランド産地化に向けた取組みを強化しているところですが、その一環として、道内はもとより全国に「果実とやすらぎの里 仁木町」を発信することを目的に、7月18日、新千歳空港ビル・センタープラザで「仁木サクランボフェスティバル」、更には、7月25日から8月25日までの期間、札幌市・大通ビッセで「仁木町フェア」を新おたる農業協同組合、仁木町観光協会との連携の下、開催いたしました。新千歳空港でのイベントでは、年間を通じて最も利用者が多いとされるこの時期に1000人分、約30kgのサクランボを配布し、試食された多くの方々から仁木町産のサクランボの品質の高さに絶賛の声をいただきました。また、札幌のランドマークとしてビジネスとショッピングの拠点となっている大通ビッセでの「仁木町フェア」では、15のレストラン・スイーツ店舗が参加し、仁木産の野菜や果物を使用した仁木町とのコラボメニューの提供や地下広場での仁木町直売会の開催など、全館あげてのイベントが1か月にわたり展開され、夏休みと重なったこともあり、連日多くの来場者で賑わいました。なお、イベントの様子は7月30日のHTBテレビ「イチオシ」において全道に放映され、私から番組を通じて仁木ブランドの農産物をPRいたしました。

次に、旭台地区に計画されているワイナリー事業について申し上げます。本町は恵まれた気象条件の下、半世紀にわたり高品質な醸造用ブドウを栽培し、本道を代表するワインメーカーに供給する産地となっておりますが、生産者の高齢化などにより生産量は年々減少しております。しかしながら「戦い抜ける仁木農業」の構築に向け、本町の農産物を武器とした農業振興を進める上で、良質な醸造用ブドウを栽培できるメリットや近年の国産ワインの消費拡大を踏まえ、ワイナリーの建設等、ワイン産業の振興を図ることが極めて重要なものと考えております。生産者の高齢化や後継者不足により、傾斜地等の条件不利地を中心に遊休農地が拡大し、農業・農村の活力低下が懸念されている中、醸造用ブドウの栽培は水はけが良い傾斜地に適し、その中でも旭台地区のように日当たりの良い南斜面では、より良質なブドウが栽培できることから、本年度、町ではワイナリーの誘致を勧めてきたところであります。この様な時に、東京に本社を置く大手広告代理店を核とする企業グループ（DACグループ）が旭台地区でのワイナリー事業の展開を計画しており、去る9月16日、旭台集会所におきまして、地元地権者、町、関係機関を交えた同社主催の説明会が開催され、事業構想や今後の整備スケジュール等について説明を受けました。更に旭台地区では、他にも2名の方が個人でワイナリー建設を計画しているなど、ワイナリーの集積も期待できることから、町では関係機関・団体との密接な連携の下、情報収集や支援に努めてまいりたいと考えております。次ページに平面図を添付しておりますので、ご高覧願います。

行政報告は以上であります。別途お手元には平成26年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事

業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、開会にあたりましてのご挨拶と行政報告とさせていただきます。

○議長（山下敏二）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

平成26年第3回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。はじめに、仁木町水泳プールの利用状況結果について申し上げます。本年7月12日土曜日から8月31日日曜日までの51日間開設いたしました仁木町水泳プール（仁木・銀山・然別）につきましては、プール利用に係る指導の徹底及び利用者のマナーの向上により、1件の事故もなく無事終了いたしました。昨年度は、7月13日から9月1日までの51日間の開設でありました。開設期間の期間中の利用者につきましては1610人と、昨年度の1784人を174人下回る結果でありましたが、然別プールにおきましては、昨年度に引き続き小樽市内のリトルシニア球団、これは中学生を対象とした少年の硬式野球チームでございます、その関係者の利用により、大幅な利用増となっております。総体的な利用者減少の要因といたしましては、昨年度よりも8月下旬に気温が上がらず、夏休み明けに行われる予定であった各小学校のプール授業が中止になったことや、天候が不安定で特に休日が晴天に恵まれなかったことなどが考えられます。なお、各水泳プールの利用状況結果は、次ページのとおりであります。2ページの上段の方には、平成26年度、また、下段の方には平成25年度の実績を載せておりますので、後程ご高覧願います。

3ページをお開き願います。第32回北海道小学生陸上競技大会の結果について申し上げます。7月20日日曜日、21日月曜日、これは祝日でありましたけれども、この2日間、網走市運動公園陸上競技場において、第32回北海道小学生陸上競技大会が開催され、仁木小学校児童ニッキーズアスリートクラブ、これをニッキーズACと呼んでおりますけれども、4年生5名、5年生4名、6年生4名の計13名が出場いたしました。本大会では全道各地で開催された予選会の成績上位者及び北海道標準記録を突破した選手が一堂に会し、100m走、リレー等のトラック競技と走り高跳び、走り幅跳び等のフィールド競技が行われ、北海道ナンバーワンを目指して、日頃の練習の成果を競い合いました。結果といたしましては、佐久間晴也さんが6年男子走り幅跳びで7位入賞を果たしました。他の12名の選手たちも全力を出し切りましたが、惜しくも入賞には至りませんでした。ここには記載しておりませんが、多くの選手がこの大会で自己ベストを更新したということで報告を受けております。本大会に向け、保護者の皆様のご支援やご協力、更には、冬から北海道大会出場を目標にご指導いただいた先生方のご尽力に対し、深く感謝しているところであります。なお、スポーツ大会参加に係る予算に不足が生じるため、今定例会において補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、第81回NHK全国学校音楽コンクール北海道ブロックコンクールの結果について申し上げます。9月7日日曜日、札幌市民ホールにおいて、第81回NHK全国学校音楽コンクール北海道ブロックコンクール・中学校の部が開催され、仁木中学校（9人編成）が小樽・後志地区の代表校として出場いたしました。本コンクールには道内9地区からの代表14校が出場し、各学校が課題曲と自由曲の2曲を披露、全国大会の切符をかけて日頃の練習の成果を競い合いました。仁木中学校は、出場校中最も少ない人数編成でありましたが、他校に負けない明るさとチームワークで素晴らしいハーモニーを会場に響かせました。審

査結果につきましては、次ページのとおりであります。仁木中学校は奨励賞を受賞、惜しくも金・銀・銅の三賞には届きませんでした。会場には保護者や学校関係者をはじめ、多くの方々が応援に駆けつけていただき、たくさん声援を受けて、子どもたちは気持ち良く歌うことができたと思います。これまでの子どもたちの頑張りはもちろんのこと、保護者の皆さんのご支援やご協力、更にはご指導いただいた先生方のご尽力に対し、深く感謝しているところであります。なお、北海道ブロックコンクールの模様は9月27日土曜日、午後2時からNHK・Eテレで放送される予定となっておりますのでお知らせいたします。北海道ブロックコンクール審査結果については記載のとおりでありまして、金賞の受賞校のみが全国大会に出場するというふうになってございます。

次に、6ページをお開きください。最後になりますが、第30回北海道少年野球新人戦後志大会兼高山旗争奪少年野球大会の結果について申し上げます。9月13日土曜日～15日月曜日祝日までの3日間、京極町及び喜茂別町において、第30回北海道少年野球新人戦後志大会兼高山旗争奪少年野球大会が開催され、本町からは仁木野球スポーツ少年団が出場いたしました。本大会は、後志管内21チームが出場し行われたもので、仁木野球スポーツ少年団は強豪チームを相手に次々と勝利を重ね、決勝戦では昨年の優勝チームであります黒松内町のチームと手に汗を握る試合を行い、2対1のスコアで見事優勝を収め、同大会10年ぶりとなる優勝を果たしました。なお、新人戦は地区大会までとなっており、全道大会はございません。この大会では、野球の技術だけではなく、子どもたちの最後まで諦めない心や集中力が随所に見受けられ、これも日々の厳しい練習の中で培った成果であると受け止めております。大会中、試合会場には、保護者や学校関係者をはじめ、多くの方々が応援に駆けつけていただき、たくさん声援を受けて子どもたちはのびのびと自分たちの野球ができたことと思います。子どもたちの頑張りはもちろんのこと、これまで熱心に指導されてきた監督、コーチ陣に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。町制施行50周年の記念すべき年に優勝～後志制覇の華を添えていただいた仁木野球スポーツ少年団の更なる活躍を期待いたしまして、平成26年第3回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（山下敏二）角谷教育長の行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

## 日程第6 報告第1号

### 平成25年度決算に基づく健全化判断比率報告書

## 日程第7 報告第2号

### 平成25年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（山下敏二）日程第6、報告第1号『平成25年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び日程第7、報告第2号『平成25年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上、2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、報告第1号でございます。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実

質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は13.8%であります。将来負担比率は38.4%でございます。括弧は、早期健全化基準であります。

次のページをお開き願います。報告第2号でございます。平成25年度決算に基づく資金不足比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は、簡易水道事業特別会計となっております。資金不足比率はございません。備考といたしまして、経営健全化基準は20.00%となっております。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）報告第1号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率報告書について、ご説明申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられております。実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はなし表示となっております。次に、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字比率はなし表示となっております。次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。本町の比率は13.8%で、早期健全化基準の25%を下回っております。次に、将来負担比率につきましては、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等、現時点での残高の程度を指標化し、財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。本町の指標は38.4%で、早期健全化基準の350%を下回っております。なお、この4つの指標の1つでも基準を超えた場合には、早期健全化計画を定め、自主的に、かつ計画的にこの財政の健全化を図らなければなりません。

次のページをお開き願います。報告第2号、平成25年度決算に基づく資金不足比率報告書について、ご説明申し上げます。

資金不足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業を営営する地方公共団体の長は毎年度、監査委員の意見の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられております。資金不足比率は公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものでございます。本町は、簡易水道事業が公営企業でございます。黒字でございましたので、資金不足はなく、資金不足比率はなしと表示され、経営健全化基準の20%を下回っております。この基準を超えた場合には、経営健全化計画を定め、自主的にかつ計画的に経営の健全化に努めなければなりません。

なお、お手元には平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての資料を配布させていただきましたので、後程ご高覧願います。以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（山下敏二）一括議題2件の報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものであります。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『平成25年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『平成25年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

## 日程第8 一般質問

○議長（山下敏二）日程第8『一般質問』を議題とします。3名の方から5件の質問があります。

最初に、『介護予防対策について』、『地域包括ケアシステムについて』、以上2件について、住吉議員の発言を許します。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）介護予防対策について、質問させていただきます。

我が国では超高齢社会を迎え、国民の4人に1人は高齢者となり、今後も介護を必要とする高齢者は急激に増えていくことが予想されています。それに伴い、医療費などの増大が心配され、持続可能な社会を構築する対応策の一つが、自分の足で歩くことができる元気な高齢者を増やしていくことではないかと言われています。また、「いつまでも元気な足腰を維持したい」というのが高齢者の願いでもあります。近年、介護予防の観点から「ロコモティブシンドローム（略称ロコモ＝運動器症候群）」が注目されています。ロコモは、骨や関節、筋肉等の運動器の障がいのため、「立つ」「歩く」といった移動能力が低下し、寝たきりや介護が必要になる危険性が高い状態を指します。厚生労働省の2010年国民生活基礎調査によると、日本人の平均寿命は、男性79.55歳、女性86.30歳で、健康で自立した日常生活が送れる期間を指す「健康寿命」は男性70.42歳、女性73.62歳と平均寿命に比べ10年程度の開きがあります。また、要支援・要介護になった原因の約23%が骨折や関節疾患といったロコモに関係する病気でした。ロコモは、脳卒中や認知症と並んで介護が必要となった三大要因の一つとなっています。ロコモは運動や食事、生活習慣を見直すことで、予防や改善が期待できます。そのため、要支援・要介護にならないよう予防することが最も大切なことではないでしょうか。町長は、本年度の町政執行方針の中で、「高齢者の認知機能・運動機能の向上を図るため、ふまねっと運動を推進する」と述べています。本町における要支援・要介護認定率はどのくらいなのでしょう。また、ふまねっと運動に関して、ふまねっとサポーター・インストラクターはどのくらいいるのか。ふまねっと運動の推進について、今後どのような取り組みをしていくのか、町長の見解を伺います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、住吉議員からの介護予防対策についての質問にお答えいたします。

1点目の本町における要支援・要介護認定率はどのくらいなのでしょう。についてであります。本年8月31日現在の65歳以上の人口は1302人で、そのうち要支援1及び要支援2の認定者は53名であり、65歳以上の人口に占める割合は4.07%であります。また、要介護1から要介護5までの認定者は186名で、65歳以上の人口に占める割合は14.28%であります。

2点目のふまねっとサポーター・インストラクターはどのくらいいるのかについて申し上げます。現在、町内には住民を対象にふまねっと運動を安全に楽しく効果的に指導するための資格を有するふまねっとサポーターが8名おり、町の保健師2名も含まれております。このほか、要介護認定を受けた高齢者や患者等、ケアが必要な方の歩行や認知機能の改善を図るため、ふまねっと運動を指導する資格を有するふまねっとインストラクターが6名、両方の資格を有するふまねっとサポーター・インストラクターが3名おります。

3点目のふまねっと運動の推進について、今後どのような取組みをしていくのかにつきましては、ふまねっと運動には全身のバランスや歩行機能の改善、認知機能・記憶力低下の予防の効果が期待できますので、今後も引き続き町内各地区で開催されます介護予防講習会、老人クラブの例会等でふまねっと運動を推進してまいります。ふまねっと運動の普及には、サポーター及びインストラクターの育成が重要であり、今年開催する介護予防講習会には、NPO法人地域健康づくり支援会ワンツースリーから講師を招き、高齢者の介護予防に併せてサポーター及びインストラクターの資質の向上も図ってまいります。また、ふまねっとサポーター及びインストラクターを対象に正しい指導法の共通理解や疑問の解決等を目的としたスキルアップ研修会の開催につきましても今後検討してまいります。以上でございます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）先進事例等も交えながら、何点か質問させていただきます。

まず、埼玉県和光市では、10年ほど前から全国平均より低い高齢化率でしたが、急激な高齢化に対応するため、全国に先駆けて介護予防事業を中心に取組み、要介護認定率は17%前後で推移している全国平均を大きく下回り、10%にとどまっています。和光市の取組みの特徴は、介護の予防に力を入れているところです。要介護認定を受け、介護サービスを受けた後もプランが自立を促すものが徹底的にチェックし、身体機能を回復させるプログラムを用意し、要支援の認定を受けた人のおよそ4割が介護の卒業を迎えられたとのこと。高齢者の方にはなるべく家から外出してもらい、地域の仲間と交流する、日常生活圏で歩いて行ける範囲の中で小規模な施設を造り、そこでボールを使ったトレーニングをしたり、体操をしたり、小物を作ったり、料理教室を楽しんだり、いろいろと身体を動かすことができます。先日、私も議会広報の取材を兼ね、4月に然別生活館でふまねっと運動を体験しました。歌に合わせて右足、左足とマスに足を運び、次はどっちの足だっけと頭を使い、体を使い、少し緊張しながらも集っていた皆さんと楽しく運動させていただき、介護予防に有効なものを実感したところでございます。町配布9月11日付けの回覧にふまねっと運動のお知らせがありました。4会場で開催しておりますが、昨年の参加人数はどのくらいだったのでしょうか。また、要支援1及び要支援2の認定者は現在53名おられますが、参加などの対応はどのようになっているのでしょうか。また、このふまねっと運動の開催単位など、現状について伺います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、1点目、2点目の質問に対しては、川北ほけん課長から説明させていただきます。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）昨年度、仁木町介護予防講習会、然別につきましては、参加者は8名、大江につきましては31名、仁木町民センターにつきましては27名、銀山につきましては19名、合計85名の方が参加しております。その中で、介護支援の方につきましても、声をかけてなるべく出ていただくようにということでやっております。その人数につきましては、ちょっとその中に含まれておりまして、今ちょっとこの今の段階ではお答えできません。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）もう1点、ふまねっと運動の開催単位など、現状についてお知らせ願います。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）今申し上げました介護予防講習会の中で開催、あと、仁木に「ふまねっとにつきりにき会」というのがありまして、そこで毎月2回設定、例会で行っております。その他希望に、昨年度は仁木町母子寡婦会研修事業、それと仁木町女連協研修事業にもふまねっとをやっておりますので、サポーター、保健師なども参加して行っております。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）先程の要支援1、2の方たちの対応に対しましても、やはり予防、介護予防の上からも運動することということは非常に大切なことと思いますので、やはり声掛けですとか、積極的に参加していただけるような計画ですね、お願いしたいと思います。それからですね、次に、現在ふまねっとサポーターの方が8名、ふまねっとインストラクター6名、両方の資格を有してる方が3名おられますが、今後高齢化が増大することに対しまして、ふまねっと運動を推進するに当たって、このふまねっとサポーター、インストラクターの育成が重要と考えますけれども、今も回数、何回かこの定例会っていうかその開催されておりますけれども、今後高齢化が進みますと、地域での開催も多めにとったり、またこの資格を持った方たちもやはり増員していかなければ対応できないのではないかと思います。そこで、ふまねっとサポーターの資格を取得するには体験講習料1000円、サポーター養成講習会受講料3000円、登録料3000円、合計7000円の支払いが必要とのこと。本町では、この資格取得については、どのようになっているのでしょうか。また、このサポーターやインストラクターの目標人数と言いますか、そういうものがあるのかお聞きしたいと思います。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）議員おっしゃられるとおり、ふまねっとサポーターの養成講習会の受講料は7000円かかります。それで、今のところ町としては、助成は何もありません。それで、受講者が本人負担で受講しているという状況であります。今後につきましてサポーターの人数ですけれども、やはり増員ということで、この養成講習会も札幌等とかで多く開催されているんですけども、10名以上の町で希望があれば、町の方に来て講習会開催されるということもありますので、その辺も希望者が集まりましたら、このような開催も考えていきたいと考えております。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。



○2番（住吉英子）目標人数というものは設定されていないということで、よろしいですね。そのこれからですね、やはり積極的に体を使う運動を推進するに当たっては、やはり資格取得する方を増やしていく、こちらの働きかけも大事なかなと思います。その中で、一部助成などの支援策についても考えてはと思いますが、どうでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私もふまねっと運動は体験させていただきましたけれども、先程答弁の中でも申しましたとおり、高齢者にとって非常に認知機能と歩行機能の改善に適する運動であるというふうに認識しております。先程、住吉議員から申しのとおり、確かに今インストラクターを養成するのにですね、費用がかかってしまいます。それ以外にもまた資格を持っている方々は更新するのに年会費として、またお金がかかってくるんです。それすべて個人負担になって今やっている状況であります。ただ、今現在そのインストラクターの方々も仕事をしながら、お手伝いをしていただいておりますので、なかなか日中行っていただくことは難しい状況で、夜指導していただくという形なっていますけれども、そうになるとなかなか高齢者の方々も夜足を運ぶことはなかなか難しいので、今後日中開催しなければいけないという課題もございまして、そしてその上ではこれから高齢者が増える中で、サポーター・インストラクターを人材育成するのに、町として助成できるのかということも検討していかなければならないというふうに思っております。ただ、先程埼玉県の和光市の例もありましたとおり、やはり高齢者の方々やはり一堂会して集まる場所、そういう憩いの場というものもまた必要ではないかというふうに私も考えておりますので、そういう環境整備に今後、取り組んでいくような、そういうふうに検討してまいりたいというふうに思っています。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）またもう1件先進事例ですけども、茨城県の県立健康プラザでは、平成17年から地域の高齢者、養成対象者概ね60歳以上をシルバーリハビリ体操指導士として養成し、ボランティアでいきいきヘルス体操等の指導を行っています。平成19年3月末までに976人養成されたそうです。体操等の普及を通じ、地域の介護予防の推進や健康寿命の延伸と生活の質の向上などの取り組みをしております。本町でもそのふまねっと運動とともにですね、そういういろいろなロコモ体操もそうですし、そういうシルバーリハビリ体操指導士等を養成しながら、高齢者が地域で行う体操教室等を支援することによって、継続的な活動が進むと思います。やはり運動は継続しなければ、何もならないと言いますかね、継続が大事だと思いますので、そういうところはどのようにお考えでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）住吉議員のおっしゃるとおりですね、今後ふまねっと運動だけではなく、今後の課題として要介護になるリスクを低下させるために、様々な予防運動を取り入れていかなければならないというふうに思っておりますので、継続できるような事業として今そのような施設や場所というものもないがためにですね、なかなかそれが実行できないのでありまして、今後この役場館内でもですね、そういうなかなか使用していない部屋等を利用するなどして、今後考えていきたいと思っておりますので、取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）次に質問する答弁を先にいただいたような気がするんですけども、8月に常任委員会で古平町高齢者複合施設「ほほえみくらす」を視察いたしました。社会福祉法人古平福祉会が運営するデイサービスセンターでは、運動療法士によるリハビリ機能訓練特化型デイサービスなどとなっております。余市町にも介護に頼らない体づくりを目指すりハビリ特化型デイサービスがあります。本町からも何名か通所されている方がおりますけれども、足腰運動やリハビリで足腰の筋肉を鍛え、自分の力で元気に生活していきたいという思いから通っているんですけども、無料の送迎があるんですけども、仁木町までは来れるけれどもそれ以上遠くなるとなかなかやはり行けない、また、交通手段がないために行きたくてもやはりそういうところに通えないという現実もあります。本町においても、高齢者のニーズというのはこの運動とか、また、リハビリのできる介護予防の施設が求められているのではないかと思います。もう一度、町長の見解をお伺いします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先に答弁してしましまして申し訳ないんですけども、全く同感でありまして、やはり何度も申しますが、やはり高齢者が集う場、憩いの場というものがやはり他の地域で課す高齢者の人たちが活気あふれている町はですね、そういう施設がかなり充実しているんですね。私もそういう状況を見てですね、この町にもやはりそういう場が必要であるというふうに強く思っております。ただ、そういう場を新しく建設するとかそういうことは抜きにして、今ある使用していないような施設などを再利用できるようなそういう方向に今後進めていきたいなというふうに思っております。また、高齢者のそういう方々が利用できるような環境づくりということも含めて、今後の課題として考えていきたいなというふうに思っています。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）答弁いただきまして、先進事例を取り入れながら、本町にも更なる介護予防対策の推進を要望し、質問を終わります。

次の質問に移ります。地域包括ケアシステムについて。現在日本の社会は超高齢化・人口減少という今まで経験したことのない急激な変化に直面しています。また、社会保障関連経費は年々増大する中、その財源の確保が課題となっています。厚生労働省によると、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。地域包括ケアシステムは、それぞれの市町村で地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて地域単位で作りに上げる制度です。施設中心のサービスから在宅中心のサービスへ高齢者一人ひとりに寄り添うきめ細やかな施策が求められていると考えます。以上のことから、1点目、高齢者のみ世帯の実態と今後の対策について、2、要介護認定者の施設入所状況（入所待ち）について、3、第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）における具体的な取組み、4、地域包括ケアシステム構築における本町の具体的な方策、以上の4点について町長の見解を伺います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）地域包括ケアシステムについての質問にお答えいたします。

1点目の高齢者のみ世帯の実態と今後の対策についてであります。本年3月31日現在、長寿園、大江・銀山学園を除いた高齢者世帯数は558世帯で、そのうち333世帯が単身世帯となっております。高齢者世帯につきましては、現在町では、保健師や民生委員による訪問・相談、緊急通報サービス事業、社会福祉協議会に委託しておりますハートコール事業と配食サービス事業、北後志消防組合仁木支署の防火査察や地域の見守りによる情報等により、状況の把握を行っているところであります。今後におきましても、関係機関との連携を密にし、高齢者世帯の支援を行ってまいります。

2点目の要介護認定者の施設入所状況（入所待ち）について、申し上げます。本年8月31日現在の要介護認定者は242名で、そのうち69名が特別養護老人ホームやグループホーム等の施設に入所されております。また、同日現在の町内施設の入所待ちの状況につきましては、特別養護老人ホーム仁木長寿園が入所待機者数44名中、本町在住者が20名、グループホーム仁木やすらぎの里が入所待機者数13名中、本町在住者が9名となっております。

3点目の第6期介護保険事業計画（平成27年～29年度）における具体的な取組みにつきましては、現在保険者であります後志広域連合が中心となって、本年1月に実施いたしました日常生活圏域ニーズ調査等を基に策定を進めております。具体的な取組内容が決まりましたら、議員の皆様にお知らせいたします。

4点目の地域包括ケアシステム構築における本町の具体的な方策について、申し上げます。地域包括ケアシステム構築につきましては、保険者が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要でありますので、今後、本町の具体的な方策について、保険者であります後志広域連合と十分検討してまいります。以上でございます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）高齢者世帯数が558世帯うち単身世帯が333世帯という実態がわかりました。高齢者の単身、夫婦世帯が増え続ける中、家に引きこもりがちになり孤立することを防ぐためにも、高齢者が安心して暮らせる住まいや居場所の確保がますます重要な課題であると思います。高齢者の居住の場は主に施設と住宅に大別でき、このうち施設は町内の2つの施設の入所待ちの方が57名のうち本町在住の方が29名おられるとのこと。先程も8月に視察に行った古平町は、昨年12月末に高齢化率40%を超えたとのことでした。古平高校を改修し、高齢者複合施設「ほほえみくらす」には高齢者住宅は23部屋あり、町営住宅としての住まい、介護支援事業、障がい者就労継続支援施設、地域のすべての住民が交流できるように地域交流スペースも整備されており、快適な空間となっております。高齢者の方が安心して暮らせる施設と改修整備された費用には、社会資本整備総合交付金（効果促進事業）等、3つの交付金等を活用してございました。住まいは地域包括ケアシステムの最も基本的な基盤であります。本町の高齢化率37.1%と、高齢者の割合は増加しております。今後の対策として、高齢者住宅の整備についての考えをお聞きいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

今、住吉議員が申す施設中心のサービスから在宅中心のサービスへ高齢者に寄り添う施策というのは、

今後求められてくるものであるというふうに私も考えております。では、その実現のためにどのような整備が必要なのか考えますと、地域包括ケアシステムの構築にあたりましては、ハード面、そしてソフト面、両面にわたるサービス提供資源の確保とともにシステムを動かしていくための人材の養成、そして関係機関による連携体制の強化も必要となります。在宅中心のサービスとなれば多くの人材が必要となりますし、施設は入所待ち状態の中、じゃあ今からその施設を建設するのと言ってなかなか財政的にもなかなか難しい状況であります。ただ、私が考えるのはですね、前にもお話したかもしれませんが、この仁木町というのは非常に本町、然別、大江、銀山と、非常に地域が広く、なかなか高齢者の方々が多く、単身世帯の方が多くいてもですね、行政がなかなか目の行き届くサービスができないという難しい課題も付き出されております。ですから私は前からですね、いずれ今後仁木町のビジョンとして、高齢者の方々が町の中に移り住み、そして、しっかりと医療や又は介護予防運動、先程の質問でもありましたけれども、そういった点も含めて、目の行き届くサービスができるような環境づくりをしていかなければいけないというふうに私は常々申しております。ただ、すぐにこういう計画が実行できるとはできませんので、今後、そのようなビジョンの下にですね、高齢者の方々が町中に移り住み、また、空き家の問題とかも色々ありますから、そういうところを再利用できる等、郊外に、郊外ってというか山奥や外に住む高齢者の方々をいかに町中に移り住まわせて少ない人数で、また効率化を図ってサービスが提供できるかということも大きな課題として、町として取り組まなければいけないというふうに思いますので、期間はかかりますけれども、今後町として検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）高齢化率もどんどん上がっている段階ですので、他町村は20%前後ぐらいから高齢者対策について、いろいろな対策、先進事例としてたくさんありますので、本町としてももう待ったなしの段階ではないかと思っておりますので、いろいろと施策を考えていただきたいと思っております。総務経済常任委員会で7月に視察研修で訪れた長野県飯綱町では、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、平成19～20年に県内のモデル地域として認知症の方とその家族を支援、地域で支えるネットワークづくりに取り組まれておりました。また、地域のふれあいスポットとして、いきいきサロンの開設は地域の方が中心となり、約8割のところでも毎月開催されております。社会福祉協議会に届出を出し、運営に役立つ様々な情報や備品、助成制度等を揃えており、社協が窓口となって相談等に乗ってくれる体制となっております。本町においても、地域交流の場としてのいきいきサロンを、いろんな施設を使いながら、また、各町内会等で開催するなどの検討、行政と社協が連携し開設に際しての育成と支援の取り組みをしてはどうかと思っておりますけれども、町長の見解を伺います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先程の答弁と重複するかもしれませんが、おっしゃるとおり、いきいきサロンのようなそういう老人、高齢者の憩いの場というものも今後考えていかなければならないと思っております。ただ、町としてだけではなくてですね、地域関係医療の森内科医院もございますし、また、社会福祉協議会の組織とそして町と三位一体となってその点に関しまして、今後、様々なことを図ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）政府の2014年度予算には、介護保険制度による介護サービスの確保や生活支援サービスの基盤整備、更に認知症の患者・家族を支援する施策など、地域包括ケアシステムの構築を後押しする予算が盛り込まれております。地域包括ケアシステムの構築は医療、介護、予防、住まい、生活支援など、切れ目なく提供できる体制として、地域に合ったシステムをいかに築くかであるとのことであります。本町におきましても、地域包括ケアシステム推進のためのプロジェクトチームを立ち上げるなど、取り組んではどうかと考えますが、町長の見解を伺います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）地域における医療及び介護の総合的な確保、推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成26年6月25日に公布されまして、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図っていくことになりました。それで、先程もお話ししましたがけれども、今後、本町といたしましても、地元にあります医療関係機関、そして社会福祉協議会、そして行政と一緒にやって取り組んでいきたいというふうに思っております。また、包括的支援事業につきましても、地域ケア会議の推進以外の在宅医療、医療連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加につきましては、いずれも施行日が平成27年4月1日となっておりますけれども、条例制定等によって経過措置で平成30年4月1日からの実施となりますので、本町におきましてもまだそれまで時間がありますので、十分に協議していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）本町の高齢者、また地域住民の方のニーズをしっかりと受け止めまして、これから皆さんが本当に安心して自分らしく生活ができる、そういう仁木町であっていただきたい、そういうまた施策を推進していただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

**休 憩 午前11時01分**

**再 開 午前11時15分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』の議事を続けます。『危険災害からの避難対策について』、『定住促進対策について』以上2件について、上村議員の発言を許します。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）危険災害からの避難対策について。

毎年のように各地で大雨による洪水・土砂災害が発生し、温暖化による異常気象が想定外の災害をもたらしています。広島市でも多数が犠牲となり、土砂災害を踏まえた防災対策が今求められています。本町では土砂災害危険箇所が19か所あるものの、土砂災害警戒区域は示されていませんが、実態はどうか気になります。また、本町ではUPZの関係から防災無線を各戸に配置することになり、情報伝達設備や備蓄庫などの整備事業は町民の関心も高いと考えます。しかし、実際の洪水や土砂崩れ、津波などでは自

治体による避難勧告や指示の遅れ、避難に対する住民の関心の低さなど、諸問題が指摘されています。防災対策における避難計画は比較的わかりやすい対策ですが、実際には災害の発生直後、あるいは発生のおそれがある場合という極めて限定的な時期の対策であるため、様々な制約や課題が多く、安全に避難し保護することは自治体にとっても住民にとっても容易いことではありません。そこで、避難場所までの住民の避難誘導方法、各避難施設の収容人数、施設等入所者の避難計画の把握、要援護者の避難対策策定状況、以上4点についてお伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、上村議員からの危険災害からの避難対策についての質問にお答えいたします。

1点目の避難場所までの住民の避難誘導方法についてであります。仁木町地域防災計画では、避難誘導は住民課とほけん課の職員で構成する町民生活対策班が当たるものとし、北後志消防組合仁木支署仁木消防団及び余市警察署の協力を得ながら、人命の安全を第一に円滑な避難のための立ち退きについて、適宜指導することとしております。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しましては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮することとしております。避難につきましては、避難者が各個に行くことを原則としておりますが、避難者の自力による避難が不可能な場合は協定を締結した運送事業者等と連携し、移送することとしております。また、町において避難者の移送が困難な場合は、他の市町村又は北海道に対し応援を求めることとしております。

2点目の各避難施設の収容人数について申し上げます。町では避難所を20か所指定し、各避難所の使用面積を2㎡につき1名収容するという考え方の下、収容人数を算出しており、合計の収容人数は3817人となっております。次ページに指定避難所の一覧表を添付しております。

3点目の施設等入所者の避難計画の把握であります。原子力災害につきましては、平成25年度中に各施設で原子力災害対応マニュアルを作成しております。また、仁木町地域防災計画では、施設管理者は施設の災害に対する安全性を高めることが重要であり、食料・飲料水・医薬品等の備蓄及び施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めることとしております。4点目の要援護者の避難対策策定状況につきましては、平成24年度から避難行動要支援者名簿を作成しており、名簿の情報を提供することに同意した方については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、名簿情報の提供に不同意だった方についても、可能な範囲で避難支援を行うよう民生委員などの避難支援等関係者に協力を求めることとしております。なお、本年8月31日現在、名簿の情報を提供することに同意している方は44名となっております。以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）まず1点目ですが、1時間に100mmを越す雨が仁木町に降った場合、ハザードマップでどこに浸水するか、事前に住民の方も見ているかと思えますけれども、この地域の人はどこに避難すれば良いのか、常に考えている人でなければわからないと思うんです。今回、札幌では想定外ということで、事前に避難しようと思ってもその会館が開いてなかったということもあります。若い人はインターネットで情報を得たという方もいました。仁木町はホームページで避難場所、避難情報を出せるようになっているのでしょうか。4月に施行された改正災害対策基本法は、市区町村が災害の種別ごとに一時的に安全を

確保する指定緊急避難場所と避難生活を送る指定避難所を区別することが義務付けられました。うちの町は、それはできているのでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問に関しましては、鈴木企画課長から説明させていただきます。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問について、ご説明いたします。

まず、1点目の自然災害、大雨等によるハザードマップ等の関係についてでございますが、本町におきましては平成22年3月に作成いたしました洪水ハザードマップにより、大雨によりまして余市川の堤防が決壊した際における洪水ハザードマップを全戸に配布しておるところでございます。それに基づきまして、浸水箇所等を示しているところでございます。より海拔の高い地点でございます避難所、避難施設に避難していただくということにしております。なお、自然災害に関しましての防災訓練につきましては、平成24年度から随時各地区で行っているところでございます。今年度3回目を行うということにしております。そういったことで住民の皆さんにも大雨等によりまして、浸水等が迫ってきた場合、避難していただく集合場所等については訓練を通じまして、周知していきたいというふうに考えているところでございます。また、指定避難所につきましては、答弁にもございましたとおり20か所、町として指定しているものがございますが、指定避難所とまた避難が長期化する部分については、まだ担当としてもこれからの検討ということでございます。また、町が指定した20か所の指定避難所の他に、大江地区、銀山地区につきましては、社会福祉法人後志報恩会と協定を結んで避難施設として利用させていただくということにしているものがございます。説明は以上でございます。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）また、ホームページ上で避難情報をですね、提供することになっているのかということにつきましては、現在、まだそういった仕組みをつくっていないということもございまして、これから協議してまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）この表に示された避難箇所はありますけれどもね、いざ今の災害というのはいつ起こるかわからないというか、大雨が夜中になるかもしれませんし、そういう場合に自分がどこに逃げたら良いのかっていうのを住民が把握していないと思うんですよね。防災無線がこれからできますけれど、防災無線ではこの地区の方はすぐここに避難してくださいとか、そういう指示が出されたり、情報が伝わってということになるのでしょうか。崖崩れで何年か前に旭台の方、ちょっと家の裏が崩れて一人暮らしの人がおりましたけれどもね、そういう方はやっぱりこう大雨情報とか役場でつかんだときには、すぐにその人方に情報が伝達されて、逃げてくださいますかっていうことができいくのかどうかっていう、その情報伝達、避難対策っていうか避難誘導方法がすごく心配なんですよね。避難誘導は住民課とほけん課の職員で構成する町民生活対策班が当たるものっていうふうに文章上では書かれていても、やはりその状態によって変わっていくと思うんですけれども、そこのところはもうどういうふうになっているのか。また、改

正災害対策基本法っていう、これは作られたのかどうかっていうのをもう一度聞きます。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。危険が切迫した大雨等による災害に対しての避難がどうなっているのかということでございますが、現在、平成26年度にですね、今町の方では防災行政無線を整備しているところでございます。そういったことで各戸に屋内の受信機を整備いたしまして、それによって情報をお伝えするというのを今整備しているということでございます。そういったことが整備されましたら、各地区の個々のお宅にですね、情報を伝達することが可能となるというものでございます。現在におきましては、仮にその避難地域でお住まいの方で、更に先程もありましたとおり、避難行動等の要援護者としてご同意いただいた方については既に登録をさせていただいております、各町内会ごとですね、その方を支援する方を決めているという状況もでございます。また、先程のご指摘のとおり、土砂災害等の危険がある地域にお住まいの方で、避難等がですね、必要の場合の個々のお宅に対する連絡、情報伝達については、そういったことはまだですね、仕組みとしては作ってはいないという状況ではございません。改正災害対策基本法に基づく取扱いについては、7月31日に行いました仁木町の防災会議で、その関係について法令等の改正をすること、その法令等の改正に基づく地域防災計画の変更等は行っているところでございます。説明は以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）要援護者の同意されている方が44名で、町内会とか民生委員の方で話し合いが行われているのかなと思いますけれども、要支援者っていう方々は、やはりこう避難に時間がかかると思うんですね。早い段階で避難を開始する等、特別の配慮がこう必要だと思いますけれども、実際には避難支援者とかの自治体での支援者と要支援者の人たちが、その人方に頼んではいるけれども、その人方の何て言うんでしょうか、訓練っていうか、災害に遭ったらその人方を頼みますよっては言っているけれども、実際にどういうふうに避難させるとか、やはりそういう訓練っていうのはやってみなければわからないと思うんですね。今年度、また町内会ごとにやるって言っていましたけれど、これは原子力災害の訓練だけじゃなくて、普通の災害についてもやるんでしょうか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）1点目のご質問でございますが、地域にいらっしゃる避難行動要支援者の避難につきましては、それぞれにご同意いただいた方につきましては、地域において地域の支援者を複数名、既に選定しております、その方をお願いをいたしまして、集合場所まで連れて来ていただくという体制はとっているところでございます。訓練を通じましてご参加いただきながら、実際に避難をして、訓練をしていただくかどうかということについては、ご協力をお願いしているところでございます。また、今年度の訓練につきましては、原子力防災訓練が北海道とともに、10月24日に実施することとしております。また、町独自の自然災害に対する地域防災訓練については11月18日を、今年度は銀山地区の地域を対象といたしまして、台風等による災害を想定した避難等を考えているところでございます。説明は以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。



○7番（上村智恵子）あと施設入所者の避難計画の把握なんですけれどもね、やはりこれ施設管理者に任せてあると思うんですけれども、自治体でもこの避難訓練とか施設管理者の判断だけで良いのか。やはり自治体もつかんでおく必要があると思うんですけれども、ここのところはどうか。11月18日に銀山地区で訓練するというのでわかりましたけれども、小樽市で9月12日、14日の両日、危険箇所が9か所ある石山町内会で崖崩れを想定した防災訓練を初めて実施して、80名の方たちが避難所まで歩いて避難訓練したそうなんですけれどもね、やはりそういう方々が気が付いた点をその会議等でね、やはりこう住民の方から把握して、それをこう次の訓練に役立てていくというか、実際災害が起きたら、やはりそういうところは気を付けなければならないとかっていうことで、すごく有効だと思うんですよ。仁木町も、一つずつではありますけれども、そういうふうに地域のいろんな災害を想定して避難訓練とかされていくかと思うんですけれども、やはりその住民の方たちの足でどのくらい避難所までかかったのかとか、いろんなことを把握しておくのが今後の対策に極めて重要だと考えていますので、やはり引き続きやってほしいと思います。子どもたちも避難訓練とかやっているかと思うんですけれども、やはり教育の場でのそういう訓練っていうのがね、後々自分たちが地域に、大人になったときに生きてくると思うのでね、やはりそういう防災訓練なんかは小さい時から皆さん身につけて、いつ災害があっても良いようにということで、自治体の方も考えていってほしいと思いますけれども、その点お伺いします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員の防災に対する町としての今後の取組みとして、まだまだ不十分なところが正直ございます。ただ、この防災計画というのもですね、ここ数年で出来上がりつつあるものですから、なかなかすぐに完全なものっていうのはなかなかできないものでありまして、最初の段階では、まず最低限皆さんが、町民の皆さんが避難を行えるようなそういう防災計画を作成し、今後あらゆる想定、議員お仰せのとおり、夜中にもし発生したらどのように避難するのかとかそういう様々な状況を想定して、随時計画を改正しなければいけないというふうに思っています。ただ、災害が発生したときには、自らが避難していただくことが最も重要でありますから、そういう私、開会の挨拶でも申し上げましたけれども、防災文化の情勢っていうものも、今後きちんと図っていかなければならないというふうに思っております。今後、防災計画に関しましては、常に進化してどんなことにも対応できるようなそういう理想の下に計画を改正していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）最初にお聞きした施設の把握っていうのは、どういうふうになっているんでしょうか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）本年8月末現在、仁木町内には福祉施設等については13施設ございまして、そのいずれもが避難計画の作成は既に済んでいるということで報告が来ております。なお、この避難、災害に当たっての避難計画につきましては、それぞれ所管課と連携の上、各施設とも十分協議した上で避難計画を作成しているものでございます。説明は以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）施設などではちゃんとやっていると思うんですけども、自治体として、やはりこう移動手段とか、施設だけではとても無理なことがたくさんあると思うんですよね。それで、役場でも協定を結んだ運送事業者と連携して移送させるとかってありますけれども、やはり実際そういうふうになったらすぐにその対策本部で、やはりいろんな緊急な指示が出されるかと思うんですけどもね、そういう施設のことを把握しておいて自治体としてどうするのかっていうところを作っているのかどうかっていうことをお聞きしているんですけども、

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、それぞれ災害の緊急時に際しましては、必要に応じて当然、避難所まで避難していただくことが必要になってきます。各施設においては移動手段をそれぞれお持ちですが、それで足りない場合等については、町との連携の下、車の手配だとか、運送業者によるバスの手配だとかをしていくような計画になっておりますので、更に緊密に連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）いろんなまだまだ不備な点がいっぱいあるかと思うんですけどもね、やはりいろんな地域で災害が起きて、いろんなことで警告してくれていると思います。やはり、そこから学んでいかなければならないなっていうのは重々感じておりますのでね、まだ災害が少ない仁木町ですけども、本当にこういつ何が起きるかわからないということでは、本当にここをしっかりと訓練しておかなければ、役に立つ防災の計画にはならないと思いますのでね、重々、皆さんも研究してすぐに動けるようなこう組織づくりといいますか、そういう対策を考えてほしいと思いますが、この防災計画に対しての考え方をもう一度町長お願いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先程のお話しと重複しますが、おっしゃるとおり広島市や、そして北海道では礼文町の土砂災害といろいろな最近そういう被害ケースは我々もニュース等で目の当たりにしていますので、そういうことも含めてですね、あらゆることを想定して今後防災計画の見直しも必要であるというふうに私も考えております。今後も引き続き防災に対しての対策というものを行政だけではなく、地域の方々とそして関係機関の方々とともにですね、対策を図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）次に、定住促進対策について質問いたします。7月に長野県富士見町において、総務経済常任委員会研修視察を実施しました。研修内容は「新規就農者支援パッケージ制度について」で、多くの新規就農者を受け入れているとのことでした。昨年、本町の新規就農者の方が家を探しているとのことで、私も心当たりを当たっては見たのですが、なかなか貸していただける家がなく、結局余市町から本町へ通うこととなり、本当に残念な結果となってしまいました。国のアンケートでは、新規就農者が就

農を断念する理由として、「栽培技術が習得できない」、「住居が見つからない」、「農地・機械が手に入らない」、この3点が挙げられています。富士見町は大手企業が立地している関係から、民間アパートが多数存在し、また、農業経営安定後は、町独自の空き家バンク事業により、一戸建ての賃貸物件や売買物件を紹介してくれています。本町の公営住宅の空きは少なく、いつ入居募集されるかわからない状況となっていますし、町独自の空き家バンクがなく、住居に関する情報が少ないのではないかと考えています。寿都町では、第一次産業就業者の定住促進のための居住施設として、定住促進住宅を建設しています。定住促進住宅の建設を含め、定住を促進するための対策について、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）定住促進対策についての質問にお答えいたします。

第一次産業就業者の定住を促進するための対策についてであります。農業従事者の減少や高齢化が急速に進む中、第一次産業とりわけ農業を基幹とする本町においては、新規就農者を農業の内外から広く受け入れ、育てていくことが極めて重要なものと認識しております。このため、町では従前より町独自の対策である就農支援金の給付や青年就農給付金等の国の制度を活用した支援を行ってきたほか、新規就農者の定着を推進するため、本年度からは施設園芸ハウスの設置経費の3分の2を助成する制度を創設し、仁木町農業委員会、新おたる農業協同組合及び後志農業改良普及センター北後志支所との連携の下、就農相談の体制を整備する等、幅広い取組みを進めてきております。この状況の下、恵まれた立地条件や小規模からでも営農開始が可能な施設園芸を指向する就農希望者が増加していることも相まって、本町は魅力ある就農先として、全道的に新規参加者が減少している中において、コンスタントに新規就農者が確保されている数少ない市町村として、国や道をはじめ、各方面から注目されております。町内への居住を希望する新規就農者への住宅につきましては、公営住宅を含む既存の空き家住宅の活用を基本的な考え方として対応しているところですが、議員お仰せのとおり、都市部と比較し公営住宅や民間アパートが少なく、更には空き住宅の多くが外国人技能実習生の住居として活用されていることもあり、新規就農者の方々からの要望に十分にに応じられない状況となっております。このため、新規就農者の住宅の確保に向けて、しりべし空き家バンク協議会が実施している空き家情報、新おたる農業協同組合が実施している新規就農者が居住できる空き家情報の利用を勧めるほか、本年度町が全農業者を対象に実施している、人・農地に関する意向調査での空き住宅の状況等を参考に、住宅の掘り起こしを行うなどの取組みを強化してまいりたいと考えております。以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）私の質問の中身ですけれども、定住促進住宅というものを建設してほしいとお願いしているんですけれども北海道の方にもう、仁木町は町営住宅も、全部建替えになりまして、立派になったわけですけれども、他にそういう道営住宅とか何かないのかってことで相談したところ、この寿都の新規就農者向けの住宅はどうなんだろうってことで紹介してもらったんですね。これを建てるには、やはり何か条件とかあるのでしょうか。寿都町では、平成21年度に4戸建てで2棟建てているんですけれども、とても素敵な住宅で第一次産業向けということで建ててもらったということでしたけれども、この内容については、町では把握していないのでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）現時点では、定住促進住宅を建設する予定は考えておりません。しかし、現実問題として議員お仰せのとおり、本町の公営住宅の空きは少なくです、町内はもちろん、町外から移り住む方々の住宅確保ができないというのが非常に大きな課題であります。私も民間業者とも何度もお会いしてですね、遊休地の有効活用も含め、アパート等の建設誘致を試みたんですけども、資材の高騰など、また、住宅の建設によって利益等を考えるとなかなか難しい状況であるという返答ばかりでありました。ただ、実際に町内に空き家が多く点在する中、私は定住促進住宅もちろん、それも一つの方法かもしれませんが、この空き家を広く活用したいというふうに考えております。また、今後単身世帯の高齢者が増加するというふうに予想されている中、取組む対策といたしましては、空き家等の住宅を管理できるシステムを構築しなければいけないというふうに考えております。先程も他の質問でも私申し上げましたけれども、高齢者の方々が町中に移り住み、持ち家を売却するなり、リフォームするなりして、賃貸する等して、買い手と持ち主にとってメリットのあるような、そんな仕組みなどを考えていかなければいけないのかなというふうに私も考えております。今後、本町に適した仕組みをですね、いろいろ考えていきたいというふうに思っております。また、後志総合振興局の空き家バンクもございますけれども、なかなか持ち主の方々がそちらの方に申請していないということもありまして、この町の空き家情報というのはなかなか公開されていません。そういう機関もあるということもあるんですけども、町としてやってあげるべきだというふうに私思っているんですね、町独自の空き家バンクというのもまた必要だというふうに思っていますので、今後検討課題として、私も考えていきたいというふうに思っております。また、定住促進住宅ですね、この件に関しましては、岩佐建設課長からご説明申し上げます。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）只今です、寿都町の事業、何を使ってやってどういう条件があるのかというようなご質問だったかと思いますが、寿都町の平成21年度のこの定住促進住宅につきましては、森林整備加速化林業再生事業補助金を用いて作ったというふうに伺ってございます。国庫補助金と起債があって、町の一般財源の持ち出しは、ほぼなかったということでございますが、詳しくは私は存じ上げませんが、おそらくですね、この住宅は林業整備加速化ということですので、木材を多用して作って下さいというような条件があったかと思われます。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）寿都町ではこの木材を使った住宅ということでしたけれどもね、何かその町の特質でエコな住宅とか、やはりアイデアを持っていけば、こういう住宅に対しての補助金なんかも使えることがありますのでね、やはり町持ち出しではなくて、やはりこの今のエネルギーを考える住宅なんかも併設するような感じでね、やっていけば何とかできると思うんですよ。私もしりべし空き家情報とか、新おたる農協の空き家情報ではやはり全然当てにできないと思うんです。町長も言っていたように、やはりこの外国人研修生のところにね、新おたる農協では空き家を夏の間貸しているってことですし、また、空き家になっても古いからといって取り壊してしまうってこともね、お年寄りの方たちは、次々に駅前なんかもね、空き地になっておりますけれども、やはりなかなか空き家では賄っていけないのかなってということもありますね。町独自でね、そういう引っ越しされるとかそういう方たちの情報をつかんで、

そこを貸してもらうような町独自の空き家住宅バンクみたいのを作れば一番良いとは思うんですけどもね、なかなか今後の町の中での住宅というのは難しいのかなというふうに考えますので、やはりこう新しい補助金を使えるような一次産業、せっかく若者たちがこう農業をしたいと言って仁木町に来ている方が多いのでね、やはりそういうことも考えて住宅も考えてほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員のお仰せのとおりですね、本当にこの住宅確保っていうのは、非常に今難しい状況であります。私が考えるに、確かに今すぐ早急にでも、住宅が欲しいぐらいなんです。ただ、その新たに補助金を使うなりして箱物を作るっていうこともですね、一つの方法なのかもしれませんが、今ある空き家を何とか再活用できる方法はないのかと、私も今その点でいろいろ試行錯誤している段階であります。もう少し時間をいただきましてですね、私もいろいろ民間業者とも立ち会ってですね、検討していきたいというふうに思いますので、最終的には、新たに建てるのか、若しくは空き家バンクを利用するのか、今後の方向性も議員の皆さんにもお知らせしたいというふうに思いますので、もう少しお時間いただければというふうに思います。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）以上で終わります。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

**休 憩 午前11時57分**

**再 開 午後 1時00分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』の議事を続けます。『役場内に専門部署の設置を』以上1件について、嶋田議員の発言を許します。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）役場内に専門部署の設置を。本町は恵まれた気候と肥沃な大地により様々な農産物を生産しています。しかし、多くの農産物が生産される一方で、その特性を生かした生産性の高い確固たるブランドの確立には至っていません。いくら良い物を生産することができたとしても、本町のブランドを全国に広げるにはPRも必要であり、特産品の研究開発も必要です。また、本町は大都市札幌から1時間の距離にあり、多くの自然に囲まれた環境面でも非常に住み良い町であります。しかし、現実には定住する若者も少なく、人口は年々減少し、過疎化の一途を辿っている状況であります。町は補助体制等の対策を講じていますが、部分的な解決に止まっているため、未来を見据えた将来性のある計画が確立しているとは思えません。このような現状の中、本町の様々な問題を将来的に考え、実行性のある計画を策定していくためには、専門的な部署を設置し集中的に対策を講じるべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、嶋田議員からの役場内に専門部署の設置をの質問にお答えいたします。

農業の振興に向けた計画の策定並びに専門的な部署の設置についてであります。町では第5期仁木町総合計画で目指す「豊かで活力あるまちづくり」の実現に向けて、本町の誇る農産物を武器とした農業振興を着実に推進するため、農業関連施策の見直しを行い、ブランド産地化事業、桜桃結実促進対策、施設園芸ハウス導入事業等を重点的に取組むこととし拡充強化したほか、農政課の職員を増員する等体制の強化も図ったところであります。しかし、一方では高齢化に伴う担い手不足、耕作放棄地の拡大、異常気象の頻発や国内外との産地間競争の激化等、農業振興を進めていく上で解決しなければならない課題も多く、本町農業が持続的な発展を遂げる上で、新たな規範の策定が必要なものと考えております。このため、平成23年に策定した第5期仁木町総合計画を補完するものとして、この間の社会・経済情勢の変化や町民からの多様なニーズを踏まえ、本町農業の未来を見据えたプランを年内を目途に策定いたします。議員お仰せのとおり、本町の様々な課題について専門的な部署を設置し、早期に諸問題を解決することは私自身も良いことであると認識しておりますが、新規に職員を採用することは財政的にも厳しいことから、現課体制において、より一層各担当課において緊密な連携を図り、諸問題を解決してまいりたいと考えております。以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）今の中ですぐ2答目と思ったんですが、ひとつ、この第5期総合計画という部分ですね、この部分でこの町づくりというのはやっぱり町民、また、町の職員皆さんでやっていかなきゃならないと思うんですよ。そんな中で、この第5期総合計画のプランを作った時に、これはその時に作った策定の方法としてどういう方法で作ったのか、ちょっと教えてください。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。平成23年度を初年度といたします第5期仁木町総合計画につきましては、10か年の総合計画でございます。平成32年度を目標年度として定めた計画でございます。計画の趣旨といたしましては、向こう10年間の時代の進展を見据えた中での計画ということでございます。その中で、町としては町民のまちづくり活動の指針として、2つ目が行政活動の指針として、3つ目が広域行政との連携指針として、この総合計画を役割を持って策定されたというものでございます。基本構想といたしましても、町が目指す将来像とそれを実現するための基本目標、土地利用の基本方針を示しているものでございます。更に、その基本構想に基づきまして基本目標を主要政策として体系的に定めているというものでございます。その基本計画に基づいて実施計画を具体的に実践していくということで、毎年度の予算編成の指針としながらローリング方式で見直していくというものでございまして、毎年度、予算に基づく実施計画、更には決算に基づく実績報告を積み上げながら、10年間を見通していくというものでございます。その中でも特に町民の皆さんから平成21年度にアンケートをした結果に基づいて、その町民の皆さんの意思を反映した計画という位置付けをしているものでございます。更には、基本構想の中ではまちづくりの基本姿勢として、3つほど示されておまして、個性を確立する、2つ目が効率的で効果的な行政運営、3つ目が交流、連携、協働によるまちづくりという基本姿勢の下、町の将来像を示しながら計画しているというふうに認識しているものでございます。説明は以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）私が聞きたかったのは中身ではなくて、これ要するに町民アンケートと今出ていました。その町民アンケートを取って、それを策定するときに、職員の中でプロジェクトか何かを作って、その中でこれが良いのではないかと、この町をこうしていこうと、職員が、みんなが考えたことなのか、それともコンサルタントでも入れて作ったものなのか、それを聞きたいんです。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の質問でございますが、第5期のこの総合計画につきましては、コンサルを入れたという経過ではございませんで、まとめの段階で入っていただいた経過がございますが、それ以外には審議会の委員さんの審議の過程、更には策定における庁内会議ということで、職員が構成する会議等を踏まえた上で策定していったという経過でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）今の課長の話で、総合的な作り方がわかりました。ただ、なぜこれを聞いたかといいますと、仁木町で働いている、仁木町に住んでいる、まちづくりというのは本当にそのコンサルとか入れるのではなく、自分たちでまちをつくるのが俺は本当だと思っているんです。特に、この仁木町の、その小さい町なんだから、これが100万人だとか10万人だとかだとそうなんですけれども、そういうことを速やかにそのやる中で、聞いたんですよ。そういった中でですね、私も議員になって3年経ちまして、第5期計画の中でも質問したこともあります。ただ、その中でこうなかなか進んでいかないんだなっていうのが実感です。そういう中で積極的にPRをということで、町長なんかいろいろな物産展だとか、自ら出向くほど努力されているのを、私も本当に町長は大変なところをPRしていただいていることは敬意を表すところなんですけど、しかし、この町として特産品振興とかそういうのを考えたときにですね、まだまだ足りないんですよ。その中で、何かこうスムーズにいけるような体制づくりという部分で、この役場内に専門部署の設置をっていうことで私が質問したわけですよ。一つ例を述べますと、福岡県の大任町には特産品開発課というのがあります。そんな中で、我が町にも特産品開発、大任町ではその町に何かこうインパクトの強い、何か変わったものということで、マンゴー栽培とかを推進したそうです。そんな中で、町自体の所有地にハウスを6棟建てまして、マンゴー作りの研究をし、それをできたことによって、一生懸命やったことによって、マンゴー1個が10万円になったそうです。それはなぜかって言いますと、その町自体がそういう課を作ってそういうマンゴーがこういうふうにできるんだよっていうのをその農家の人たちに、その推進するという体制をとっています。そういう中で、この仁木町にもそういう特別な課って言えば、それこそPRするのであれば、特産品開発PR課とか、そういう専門部署があっては良いのではないかなと思うんですけれども、町長どうでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）嶋田議員の質問にお答えいたします。ブランド産地確立事業の関わりといたしましてはですね、現在、農政課の農政係が行っておりますけれども、PRという宣伝広報としての役割はですね、商工会や観光協会との関わりから企画課が主に行っております。農政課と連携の下で取り組んでいる

ところでありますけれども、本町の農産物のブランド力が弱いのはですね、議員のお仰せのとおり、仁木町としてのPRが乏しかったっていうのも理由の一つであります。ただ、これまでの農協だけに依存してきた流通体制の中で、品質向上の取組みを専攻してきたそういう時代背景を考えますと致し方なく、私も思うんですけれども、次の時代に向けた戦略として考えなければいけないのは、やはり農産物の品質向上はもちろんですけれども、同時に売込みといった宣伝対策であります。生産側や農協が直接企業等の民間会社と連携を図り、仁木町の農産物を売り込んでいく体制を作るべきだというふうに私も考えております。そのために今から行政等が基盤づくりを整備してまいりますけれども、もちろん農協や農家の方々にも同じ意識、共有意識の下でいかなければならないというふうに考えておりますので、今後そういう体制づくりも考えているところでございます。以上です。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）これからどんどん進んでいただければと思いますけれども、そういう中でですね、今一つこの特産品の部分で申し述べました。だけど実際のところ私の気持ちとしては、この町で今近々の課題になっている人口を増やすだとか、それだとか観光振興だとか、地域再生、そういうものを、定住促進も同じですけれども、少子化対策、この町でも意外とそういうのはちゃんとその10か年計画の中に入っています。ただ、それを10年計画でやるのでなく、今本当にね10年経って増えているという構想は良いんですけれども、早くやらなきゃならないという今時期にきています。だからこそ、その専門部署的なものがなければならぬと私は思っているわけです。それこそ本当に基幹産業である農業が良くなって、観光が良くなってという部分で考えていけば、どんどん進んでいかなきゃならないんです。だから新しいアイデアを本当にみんなで出し合って、本当に町の住んでいる町民、また、基幹産業である農業に従事している方、また、役場職員、農協、皆さんが同じ気持ちにならなければならぬと思っているんです。実際のところ。だからこそスムーズに物事が進むような、本当に部署があれば良いのではないかと思うんです。どっちにしてもこれから先、この町を生き残っていくためには、そういう部署を考えていかなきゃならないんですけれども、今後そういう部署を作るお気持ちはありますか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）部署を作るか作らないかという今後におきまして、私はそもそも第5期総合計画の前にですね、平成3年に発行されました第3期総合計画等を私も改めて見たんですけれども、その時代から高品質農産物の生産を基本に全国流通に十分対応できるブランド化を図るというふうに謳われております。20数年経った今、未だに仁木町として確立された農産物のブランドが図れてないのは現状であります。この間に様々な産業課、企画課、名前は変わりましたが、結果として状況が変化していないのであれば、問題は形ではなくてですね、私は中身にあるというふうに考えております。その部署で働く職員の意識や農業に携わっている方々がですね、先程嶋田議員がおっしゃるとおり、同じ目的の下にやっぱり行動を移さなければですね、変化はやはり生じません。話は逸れますけれども、先日イベントを町内で行いました。今年は例年になくイベントが多いんですけれども、目的なくしてイベントを行えばですね、やはりイベントだけで疲弊してしまいます。ただ、仁木町をPRする場、仁木町で作った農産物が直接販売できる場としての意識をもって、やはり農家の方々も繁忙期で忙しいのは百も承知でありますけれども、やはりお互いに協力体制を図らなければですね、やはり我々としてこうイベントを組んでも、ただ、それで



終わってしまいます。ですから、これからそういう仕組みをですね、行政とそして農業関係者の方々とともにですね、そういう体制づくりをしていかなければいけないと私も強く思っております。ただ、今この役場内には、職員は限られた人数で動いております。ただ、その新たに何かをするという部分ではですね、非常に難しいっていうのも私も感じております。ただ、国の事業でもありますけれども、地域おこし隊とかもいろいろありますから、事業が。そういう地域おこし協力隊というのも活用できればしていきたいというふうにも考えておりますし、そういう例えば民間の力を借りたりとか、そういう新たなプロジェクトチームといった、そういう体制づくりも私も考えておりますので、早急に考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）今町長の方から地域おこし協力隊のね、出ました。それは本当にね、早く使った方が良いです。私も3月の定例の方でそのことをちょっと述べさせていただいているんですよ。その中で農政課の話は、地域おこし協力隊には今後検討すると。検討して、今年検討して、来年の春にはもう使うような考えかなと私は思っていたんですけども、農政課として今その町長から今出ましたのでね、地域おこし協力隊について、どういう検討をしてどういう方向で進んでいくのか、課長お願いします。

○農政課長（泉谷 享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）地域おこし協力隊の活用につきましては、予算的な部分もありますので、今後町長と十分に相談しながら、早い時期の活用といいますか、考えていきたいというふうに思います。以上です。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）ちょっと課長、地域おこし協力隊というのは、申請出しまして、書類出しまして、それがここで使いたい人がもしそのこちに雇用すると手を挙げましたら、国の方から年350万下りるんですよ。予算付けっていう部分では多分国から350万、それ交付金として出てくるんですからね。それは一応予算付けはしなきゃならないですけども、町から出ていくお金じゃないですからね。それをやはり有効活用しなきゃならないというふうにして、私は春先言ったんですよ。それ何も検討も調べてもないんですか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、地域おこし協力隊につきましては、町でいうと所管は企画課の方になっておりまして、総務省が行っているこの事業に基づいてですね、地域における様々な活動を支援する、地域の活性化に貢献するというところで、この事業があるというふうに聞いております。財源的には、総務省の支援につきましては、現在1隊員の派遣で400万円を上限とするということで、特別交付税の措置がされるということになっております。対象経費といたしましては、隊員の活動に要する経費、隊員の定住、起業、就農等の支援に要する経費に対しまして、上限200万円の活動補助があるというものでございます。また、自治体1団体当たりに対しましても200万円を上限といたしまして、募集に係る経費が特別交付税の措置の対象になるというものでございます。例年11月若しくは12月頃ですね、調査がま

いりまして、それに応じて、次年度の募集なのか採用なのかということですね、協議を進めていくということになっております。その調査に基づいて各自治体に対しまして、内定が、通知があるという、そういったことで理解しております。説明は以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）今鈴木課長からそういう説明があったんですけどもね、それはその総務省が出しているその所管の中身を言ったんですよ。地域おこし協力隊という部分であれば企画課だっていうんだから、鈴木課長それね、そういうふうに有利性のあるものなのに、そういうのを使うという気持ちで企画とか立てていますか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）実際ですね、この地域おこし協力隊の隊員をお迎えをするにあたっての受入れのための条件とかもございまして、そういった諸々の整理をした上で、要望調査等に応じていくということが必要ではないかというふうに担当では考えているところでございます。また、隊員につきましても交付税の措置の対象といたしましては、住民票を移して転住していただくという条件だとか、一定の都市部に住んでいる方をお迎えするだとか、そういったことが出てまいります。また、受入体制としての住宅の確保等をどうするのかということもですね、受入れの自治体としても考えていかなければならないというふうに思っているところであります。そういった点からですね、町長の意向を踏まえまして、関係、業務を担当する担当課と連携の上、これについて対応していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）今、俺ストレートに言っちゃったんだけど、そういうね、利用するか利用しないかという部分で俺質問したはずなんだけど、そういう流れることじゃなくてね、当然人を雇うのにこの町はお金がないんですよ。それなのに、その検討してとかって考える暇はないかと思うんですけども。私が言うように、専門部署という部分であればね、それに精通した人をその地域おこし協力隊で手を挙げてこの町に来てもらえば良い話なんですよ。俺、そう思うんですよ。こういうのがあるのにそれを利用できない、利用するとはっきりと、言わないんだろうけれども、なぜそれができないのか。そんな難しいことがあるんですか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）確かに嶋田議員のおっしゃるとおりですね、やはり今回の地域おこし協力隊に関してもですね、これだけに限らず、やはり行政、そして職員はですね、我々にもしてできないのであれば、じゃあ何が活用できるのかっていうやはり常に情報を得るような、そういう姿勢でなければいけないというふうに思うんですよ。今回地域おこし協力隊っていう話が出たからやるということではなくてですね、こういう素材もあるんだということをやはり常に、常日頃からやはり職員も、そして我々も常に準備しておく必要性はあるというふうに思います。そこの部分で、今の現段階では怠っているっていうのは表現が適切かどうかわかりませんが、そういう意識が不足しているという部分に関しては否めないという

私の思いでございますので、今後様々なそういう活用方法も考えて取組めるような、そういう行政づくり、職員の意識の向上に努めてまいりたいと思います。以上です。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）町長としては、何か苦しいのかなと思うんですけどもね、ただ、この町が進んでいくためにはどうしたら良いか。それは、町民だけでなく、職員一人ひとりがね、この町のイメージを膨らませて、5年後、10年後、それこそこの計画ですよ、言葉だけの計画じゃなくて、みんながイメージしてさ、この町を良くしていかなきゃこの町はなくなっていくのではないかと私は思うから言っているんですよ。それでなくても後期高齢者が増えてきて、この町の本当に人口が3500人切るか切らないかの瀬戸際ですよ。それがただそういう有利性のあるものを自分たちで探してこれない、勉強が足りないんじゃないかと私は思いますよ。調べると色んなその有利性のものもあります。特にこの町にね、人を雇えないんだからこういうものがあるんだったら使うべきなんですよ、本当に。だからこそ、今ある課の中でね、人が足りないのであればこういう人たちを使って、そしてやらしてもらおうっていうふうに考えた方が、逆に良いと思うんですよ。逆に、その特産品開発だとかPRとかそういうね、精通した人が来てくれればなお良いし、それこそ人と人の触れ合いで、一人暮らしの人が333人ですか、そしたら1日10件、20件ずつ歩いてもらって、一年間まわってもらって、どういう状態かこう報告してもらおうとか、そういうことだってできるんですよ。実際にこの町が今まで足りなかったのは、そういうふうに人口が減っていくっていうのを何十年前からわかっていて、それに対して言葉的にはすごく良いことを書いてあります。しかし、実行性がなかったのではないかと私は思います。少しずつでも良くなっていくという部分で、それこそ20年前、30年前にもう人口がこれぐらいなるって算出してはいたけれども、じゃあ実際のところそれをせき止められているかっていうと、止められていないですよ。それは何故かという若い人たちがいないからですよ。そしたら当然定住促進とかの部分でもやっぱり特別、専門的にやれる人、いた方が良いと思うんですよ。それこそ大分県の竹田市というところは、その専門部署をつくりましてね、2年間で100人ずつ増えているらしいです。その専門の人がもう1人で、30歳の若い人が一生懸命歩いて、空き家バンクが、空いた家があったらその持ち主と話をし、協力してくださいと。それで2年間で100人入ったそうです。それは当然退職者もいますし、農業をやる人もいますし、若い人たちでここに住みたいって、そういうことができるんですよ。だから、専門部署があった方が良いのでないのかっていうのが、私が求めているところなんですよ。ただ、検討していますとか、検討します、研究します、それじゃ何事も進まないんですよ。皆さんと一緒に、同じ考えを持っていろんなことを出し合って、もんで、この町をどうしようっていうのが、一番の、やっぱり最近、役場の職員も変わったなと言われる、多分そうなってくると思いますよ。ただ町長の考えているのは、やっぱりもう1年と、もう来年の5月、4月ですか、4月で2年になりますよ。逆に俺町長はどんどん変わってほしいと思いますよ。過去のことに捉われず、それについていくのは職員であるし、それを盛り立てるのも職員ですよ。だからこそできないんでなくて、できるようにどうしたら良いかっていうのを考えてほしいから、こうやって言うんですよ。その辺のところ、町長に聞いても大変かと思いますが、正直な話、今ここにいるね、役職員の皆さんに聞きたいですよ。どうしたら仁木町が良くなるか、人口が増えるのか。これ聞いても良いんですか、議長、ダメですか、聞きませんけれども、実際のところそういう気持ちです。皆さんはここ何十年も職員としてやってきて、仁木町は人口増えましたか。人口が増えていって、それこそ、基幹産業である町も、基幹産業である農家

も良くなって、福祉も充実してというふうになっていけば何も言いませんよ。悪くなる一方だから、私言っているんですよ。だから、早急にこういう自分たちにプラスなることはどんどんやってください。もう一度、町長お願いします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今嶋田議員からの叱咤激励を受けてですね、私も今後の職員の体制づくり、役場の体制づくりをですね、トップダウンだけではなくてですね、やはり職員からもいろんな意見やまたは考えをですね、提案できるぐらいのそういう役場の体制づくりを私もしていきたいというふうに思っております。ただ、前回2040年度日本創生会議の人口の推計が出ていましたけれども、確かに仁木町は2040年には2300人程度になるというふうに言われております。そこで、この後志町村で人口が横ばいなのはニセコ、留寿都、そして若干落ちますけれども赤井川、そういう自治体もあります。その自治体の共通点というのはやはり町外から入ってくる人が多いという理由があります。この町にもですね、やはり今から人口を増やせという、町内の人口を増やせというのはなかなか難しいことではありますけれども、町外から人を呼ぶ、そういう政策もですね、町として考えていかなければならないというふうに私も強く思っておりますので、それを政策をどのように組立てていくのかということですね、私だけではなく、職員のみならず一緒になって考えて、政策をつくっていききたいというふうに思っておりますので、嶋田議員のお気持ちはもう痛いほど私にも伝わってきておりますので、その辺ご容赦願いたいというふうに思います。以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）長々といろんなことを言いましたけれども、これで終わりたいと思いますけれども、今後本当に職員皆全員でこの町を良くするという考え方で、進んでいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（山下敏二）以上で、一般質問を終わります。

## 日程第9 議案第1号

### 平成25年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

## 日程第10 議案第2号

### 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

## 日程第11 議案第3号

### 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

## 日程第12 議案第4号

### 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（山下敏二）日程第9、議案第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第12、議案第4号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』以上、4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第1号でございます。平成25年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。次に、議案第2号でございます。平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤 聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号でございます。平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤 聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第4号でございます。平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤 聖一郎。

以上、議案第1号から第4号まで、一括ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、上村議会運営委員会委員長の報告のとおり、議長並びに議員選出監査委員を除く7名の委員で構成する、平成25年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長並びに議員選出監査委員を除く委員7名で構成する、平成25年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、平成25年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長の互選を願います。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 1時42分**

**再 開 午後 2時15分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告します。平成25年度各会計決算特別委員会委員長に大野君、副委員長に野崎君が互選されました。閉会中の審査、よろしくお願い致します。

資料要求の件についてお諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があるときは、所定の手続をもって町長に資料要求したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに決定しました。

### 日程第13 議案第5号

#### 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（山下敏二）日程第13、議案第5号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号でございます。

平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）。平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1195万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9575万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正による。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤 聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第5号、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ1195万8000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ35億9575万7000円とするとともに、地方債限度額の変更を行うものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。9款、地方特例交付金から21款、町債まで、それぞれ補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計1195万8000円を追加し、補正後の歳入合計額を35億9575万7000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費まで、それぞれ補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計1195万8000円を追加し、補正後の歳出合計額を35億9575万7000円とするものでございます。

次に3ページ、第2表 地方債補正、1. 変更でございます。臨時財政対策債の限度額の変更で、本年度の発行可能額が決定されましたので266万円を追加し、補正後の限度額を1億866万円に変更するものでございます。この臨時財政対策債につきましては、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行する地方債で、毎年度元利償還額の100%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

次に、5ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税か

ら21款。町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に6ページ、歳出でございます。1款。議会費から14款。予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国道支出金502万3000円の増、その他財源205万円の増、一般財源488万5000円の増となっております。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。9款。1項。1目。地方特例交付金につきましては、51万6000円に決定されましたので、8万4000円を減額するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。10款。1項。1目。地方交付税につきましては、本年度の普通交付税が17億567万5000円で決定されましたので、当初予算額16億9000万円に1567万5000円を追加し、特別交付税と合わせた予算額を18億2567万5000円とするものでございます。前年度の地方交付税と比較いたしますと5628万5000円、率にして3.2%の減となっております。減額の主な要因といたしましては、地域の元気創造事業費で5300万円の増となっておりますが、個別算定経費の地域振興費の算定方法の変更に伴い3500万円、地域経済雇用対策が5500万円、地域の元気づくり推進事業費が2100万円、公債費が1300万円、それぞれ減額となったことなどによるものでございます。

次に9ページ、14款。国庫支出金、2項。国庫補助金、4目。総務費国庫補助金につきましては、社会保障税番号制度導入に伴うシステム改修に係る国庫補助金391万1000円の追加でございます。

次に、10ページをお開き願います。15款。道支出金、2項。道補助金、4目。農林水産業費補助金につきましては、本年度4月に改正されました農地法の施行に伴う農地台帳整備に係る補助金96万1000円の追加、3項。道委託金、1目。総務費委託金15万1000円の追加につきましては、農林統計調査費委託金及び国勢調査費委託金の交付額の決定に伴う追加でございます。

次に11ページ、18款。繰入金、1項。基金繰入金、1目。財政調整基金繰入金につきましては、歳入の増に伴い2537万6000円を減額するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。20款。諸収入、5項。4目。雑入1306万9000円の増額につきましては、町制施行50周年記念事業及び第40回仁木町うまいもんじゃ祭りの実施に伴い、北海道市町村振興協会の補助金200万円の追加、北後志消防組合負担金過年度精算金1101万9000円の追加、光ケーブル移設工事に伴う負担金5万円の追加によるものでございます。7目。過年度収入99万1000円の増額につきましては、重度心身障害者負担金過年度分といたしまして、障害者医療費負担金過年度精算金8万5000円、障害者自立支援給付費負担金過年度精算金90万6000円によるものであります。

次に13ページ、21款。1項。町債、6目。臨時財政対策債の増額につきましては、先程の地方債補正で説明したものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。歳出でございます。2款。総務費、1項。総務管理費、1目。一般管理費995万円の追加につきましては、給料から次のページ、16ページの共済費まで、9月1日付け人事異動及び扶養認定等の変更による505万6000円の増額、戸籍電算化に伴い、役場電算室に新規サーバ用の電源増設に要する経費19万4000円の追加、平成26年第2回仁木町議会定例会において可決いただきましたパスポートの交付申請に係る余市町への事務委託料9万7000円の追加、更に社会保障税番号制度導入に伴う各種システム改修に係る負担金460万3000円の追加によるものでございます。

次に17ページ、5目。企画費につきましては、電柱建替に伴う光ケーブル移設工事費10万2000円の追加、8目。諸費につきましては、財源内訳の変更でございます。5項。統計調査費、1目。国勢調査費及び6目。農林業統計調査費につきましては、委託金の確定に伴い、需用費等の追加を行うものであります。

次に、19ページをお開き願います。3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費6万3000円の追加につきましては、9月1日付け人事異動に伴う増減によるものであります。

次に、20ページをお開き願います。4目．心身障害者特別対策費につきましては、心身障害者補装具給付事業の精算に伴う返還金1万4000円の追加、2項．児童福祉費、4目．保育所費につきましても、保育所運営国庫負担金及び道費負担金の精算に伴う返還金76万6000円の追加でございます。

次に21ページ、4款．衛生費、1項．保健衛生費、3目．予防費につきましては、先程町長の行政報告でもありましたとおり、成人の風しん発症予防のための助成費用でございまして、抗体検査につきましては、20歳から49歳まで町民の内、道の補助対象外の方について検査費用の全額を助成するものであります。また、北海道及び町が実施した抗体検査の結果、抗体価が低い人に対して、風しんワクチン接種費用の2分の1を助成するもので、79万7000円の追加でございます。

次に、22ページをお開き願います。6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費338万9000円の減額につきましては、9月1日付け人事異動に伴い、給料から共済費まで合わせて435万1000円の減額、更には23ページ、農地台帳システムの改修及びシステムデータ更新等に要する負担金96万2000円を追加するものでございます。4目．農用地開発事業費につきましては、7月27日の低気圧の通過に伴う豪雨により、東町12丁目の水路の法面が洗掘され、水路に土砂や流木が流入し水路を塞ぎ、農業災害が発生するおそれがありますことから、農業施設の災害予防対策として水路の修復を実施するための経費182万8000円を追加するものでございます。5目．山村振興施設費につきましては、山村開発センターの高圧受電設備の修繕に要する経費7万1000円の追加でございます。

次に、24ページをお開き願います。7款．1項．商工費、1目．商工総務費につきましては、職員の扶養親族の変更に伴う6万8000円の追加でございます。2目．商工振興費65万6000円の追加につきましては、仁木町商工会が実施しております地域商店街活性化事業に伴い、国の対象外となる経費について商工会の自己負担分を除いた金額について助成を行うものであります。

次に、26ページをお開き願います。10款．教育費、2項．小学校費、1目．学校管理費148万8000円の減額につきましては、各小学校におきまして、経年劣化に伴い当初の予定を上回る修繕が発生していますことから、需用費124万9000円を追加いたしますが、当初予定しておりました仁木小学校の雨漏りによる防水工事につきましては、調査の結果、軽微な修繕で対応が可能でありましたことから、工事請負費273万7000円を減額するものでございます。3項．中学校費、1目．学校管理費につきましても、学校の経年劣化に伴い、当初の予定を上回る修繕が発生していますことから、需用費61万円を追加するものでございます。4項．社会教育費、1目．社会教育総務費につきましては、歌人・柳原白蓮の直筆短歌の修復費用4万7000円の追加でございます。

次に27ページ、5項．保健体育費、1目．保健体育総務費26万3000円の追加につきましては、各種スポーツ大会において全道大会に出場する選手への助成費用に不足が生じるため、報償費16万3000円の追加、更に、町制施行50周年を記念して開催が予定されております仁木町果実の里ペアマッチパークゴルフ大会運営に係る補助金10万円を追加するものでございます。学校給食費86万4000円の追加につきましては、高速道路使用料の消費税増税に伴う料金改定及び割引制度の変更に伴い2万4000円の追加、また、昨年度の学校給食事務経費の精算に伴い、本町が事務委託を受けております赤井川村への返還金が生じたので84万円を追加するものでございます。4目．スキー場管理費につきましては、スキー場ロッジ横に設置しておりますプレハブハウスが経年劣化により破損しておりますので、床及び天井の修繕費58万4000円を追



加するものでございます。

29ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で、平成26年度一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）8番・横関です。まず、地方交付税のことでちょっと聞きたいんですけども、8ページ、地方交付税が年々削減している中でですね、町の財政も大変厳しいというふうに察するところがありますけれども、ますますこれからそんなに地方交付税もですね、多分増えることはないだろうというふうに私個人としては思いますけれども、このだんだん削減される中で、町のその予算作りも大変だと思えますけれども、これどんどん減った場合ですね、財政課長に聞くのもなんですけれども、何かこう増やせるような要因ってどうか、増やすような項目というか、どうしたらこの交付税を賄えるのかなというふうに町民の方も思われておりますし、今後の対策として何か考えているようなことがあるのでしょうか。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）只今の地方交付税の質問でございますが、昨年度に比べて今年度につきましては、地方交付税が約5000万ほど減額されております。過去からの経過を見ますと、一番ピークだったときの地方交付税がだいたい19億8000万円ほどの地方交付税が入ってきてまいりました。昨年につきましては約19億ということで、だいたい近い数字にはなってきてはいるんですけども、その頃に比べても約8000万ほど減額という状況になっております。また、過去からの経過を見ますと、一番減額された時で地方交付税の額が15億8000万まで減額されております。平成16年度にそういうような状況で、この時につきましてはですね、自立するための取組み、更には行財政構造改革プランということで、経費の削減を行いながら乗り越えてきたという経過がございます。現在につきましては、今後の状況はまったく定かではございませんけれども、おそらく交付税につきましても減額されてくる可能性は大きくあると考えております。その部分につきましてはですね、町で特別歳入を多く生み出すということはですね、なかなか難しい部分があると思えますけれども、効果的な財政運営を行いながら、経費の削減等を図って対応していくのが一番良いのかなと。その他に、基金の方も一定程度の積み上げができてまいりましたので、基金というのは本来そういう経常的な経費に使うものではないかもしれませんが、そういうものとか併せながら、今後どのような状況になるかわかりませんので、対応をしていきたいと考えております。以上です。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）財政課長の答弁は、だいたいわかります。その基金をですね、取り崩さないという手腕でですね、なるべく将来のことを考えると、やはり貯金はしておくことに越したことはありません。そういった中ですね、ますますこの財政というのは厳しくなると思いますので、やはり前にもやりましたけれども、財政のことでいろいろ取り組んでましたので、その辺やはりしっかりと事前に余裕のあるうちにですね、そういう処置を今後ともですね、考えて行って、財政健全化がもしやれるのであればできるだけということで、基金の方はできるだけ取り崩すということを控えていただけないようお願いしたいと思

います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議員の申しますとおり、今後地方交付税が今後減っていくという懸念はうちの町に限らず、どの地域も抱えているものではありませんけれども、やはり経費削減はもちろんでありますけれども、ただ基金ありきでは当然考えておりませんので、やはり何か新たに生み出していくもの、やはり先程一般質問の中でもございましたけれども、新たな政策をもってですね、この町に町外から、そして町内もちろん、町外から人を増やしたり、そういう部分で努力していかなければいけないというふうに思っておりますので、今後そういう部分でも新たな施策を我々考えて進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）8番・横関です。もう1点お願いします。25ページの商工費の中ですね、仁木町商工会地域商店街活性化事業補助金65万6000円とあります。これ、ちょっと意味はわかるんですけども、別にやったからって悪いとかって話じゃないんですけども、大変、僕もちょっと行かせていただきました、賑やかだなというふうには感じたんですけども、この2日間の事業の中で、ちょっとお伺いしたいんですけども、携わっている担当職員のほか、仁木町の職員、どの程度その何て言うんですかね、この参加をしてくれていたのかな。ちらっと見たら本当に町長、副町長、教育長、担当課職員が見えたんですけども、僕の聞いたところだとあんまり一般職員がですね、顔を合わせなかったというのは事実なんですけれども、せっかくやっているこのイベントにですね、なぜもう少し積極的に町の職員、参加できないんでしょうか。それとですね、一つ思ったことは、17日から仁木町のお祭りが始まりましてですね、神社はそれなりに人は来ておりましたけれども、駅前の露店、地方から来ているその露店の方々が嘆いてましたけれども、人が集まらないというような、毎年聞かれるんですよ、出店の方に。せっかくこれやるこの商工会の事業、お祭り1日か2日ぐらいですか、ずれたの。なして、それに向けて人を集めるといふその考え方ができないのか。本当にね、残念だと思う。せっかく良いイベントやった、やった結果ですね、町の職員もぱっと参加してこない、一般の方が、仁木の本当に人がちらちら。これ、多分前々からこの計画があったと思うんですけども、なぜこれお祭りとは離れたんですか。もう少し人を呼べるイベントとしてやるのであれば、やはり祭りにぶつけてやるべきが一番ベターではなかったのかなというふうに思われますけれども、いかがでしょうか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、先程財政課長からの予算の説明でもございましたとおり、この事業につきましては、仁木町商工会が事業主体となりまして行っている事業でございます。経済産業省の地域商店街活性化事業を導入いたしまして、町が全面的な支援の下、仁木町商工会に事業主体となっただき、事業を取り進めてきたところでございます。場所的には、仁木駅前広場の賑わい活性化ということで、仁木駅前を中心とした場所での事業を行うということでの申請でございました。そういった関係でですね、今回のイベント自体につきましては、事業そのものについては7月31日付けで交付

決定を受けたというものでございまして、8月4日から12月31日までの事業期間の中で4つの大きな事業を実施していくということで、メインの事業が9月の20日～21の土日に行われたというものでございます。仁木大収穫祭と称しまして、その時点でございます農産物の販売、更には加工品等のバザールの販売、更には関係、近隣の町村からの出店ということでの呼びかけに応じた店舗等を合わせて20店舗が出店して、仁木駅前広場の果実とやすらぎの里公園で行ったというものでございます。併せまして、その中で町民センターで20日土曜日、夜でございましたけれども、なぎら健壺さんをお迎えしてのライブを行ったものでございます。その他ではですね、観光マップの作成、更には仁木駅前通りのものでですね、通行量調査、並びに仁木駅の利用実態調査と併せまして、仁木町を訪れる来町者の方たちへのお買い物アンケートを実施したところでございます。そういった中で先日の9月20日～21日に行われたものが、この事業の中で一番の大きなものでございました。そういった経過できているということでございます。実際ですね、申請の段階ではですね、土日に行くということで、そして商工会と協議した中でですね、日程を組んでいったという経過でございまして、お祭りそのものとですね、場所的にもですね、お祭りが終わった後の土日ということでこの日、更には、なぎら健壺さんのものでですね、都合もございまして、こういった経過になったということでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）今の横関議員の質問の趣旨からいくと、事務方のトップの副町長が答弁すべきではないかと思うけれども、副町長、美濃副町長、何か答弁してください。

○副町長（美濃英則）議長。

○議長（山下敏二）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）只今の件に関しましては、只今鈴木課長の方から概要についてお話をしました。横関議員の方からですね、職員の参加状況について、あるいはお祭りとジョイントしてできないかということについても質問がありました。お祭りとジョイントの関係につきましては、日程含めてですね、土日にするということでありましたので、ちょっとお祭りがその前にあったものですから、その辺も中では協議はされたわけでありまして、これは補助事業ということでありまして、なかなかお祭りとはジョイントできないということできた結果でございます。職員の参加状況につきましては、担当課、企画課、農政課の職員を含めて、当日以外にですね、準備等もありますので、そこを含めてですね、準備等については職員の出役、当日につきましては、当日のですね担当課の職員を中心に出たということが実態でありまして、町長と私もそれに一緒にですね、出てこのイベントを盛り上げるために来たわけでありまして、私もこの2日間を通してですね、非常に感じたことはですね、やはりこれは、この趣旨からいってですね、商店街の活性化でありますけれども、この商店街の活性化を、実際仁木の駅前を含めて商店街というものは形成されておられませんけれども、仁木の国道沿いにある直売ですね、それも商店街の位置付けと考えてこの事業を持ってくるということで申請して、それが認められたわけでありまして、いずれにいたしましてもこの直売の皆さん、あるいは観光協会の会員の皆さん、それから含めてですね、その辺に相当協力要請もしてまいりましたけれども、なかなかその時期的なこともありまして、十分な協力が得られなかったということについてはですね、そういう感じを持っておりますし、また、職員についてもですね、出役について強制的にその命令をかけたわけではございませんけれども、せめてその土日ですね、お手伝いというよりも一緒に町民と一緒に混ざって、一緒に来ていただいてですね、賑わいに一緒に協力して欲しかったなということは、私自身今思っているところであります。以上であります。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）課長、副町長の説明は、説明としてわかります。わかりますけれども、全般的にさくらんぼフェスティバル、うまいもんじゃを見ましてもですね、やはりやっているのはその担当職員ですよ。本当にね、うちの町として何とかしてやろうかなっていう職員、自分思うんですけども、いないのかなと思う。本当にあの本州だとか北海道の田舎って言ったら失礼だけどやっているところは、もう町、職員挙げて皆さん取り組んでいるよね。それがね、本当によその町村行ってね、本当に学んでくることだしね、自分ところの町の職員を見るとね、恥ずかしいという気持ちがいっぱいです。これはやはり今、副町長が言うようにね、職員は強制的に動かせるもんじゃありません、土日ですから。そんなもん重々わかっております。だから、だからといって参加しないんじゃないで、やはり自分の気持ちとして、勤めている以上はですね、やはりそして仁木に住んでいるわけでしょう、ある程度の職員の方。なぜ、地域と交流をしたがらないんですか。そんなことじゃね、申し訳ないけれどもこういう言い方してどうかなと思うけれども、やはり町の職員住宅に入っているのかな、退職したらよその町行って家建てて住めば良いのかなって、だったらとりあえず定年退職まで何年間ここで何を言われても我慢してやったら良いのかなって。本当にそれしか思っていないから、町民も。本当にいつも僕こうやって定例会でこう言わせてもらうけれどもね、本当は言いたくないんですよ、一生懸命やってもらっていると思って。もうちょっとやっぱり真摯に受け止めてですね、自分が住んでいる以上、ここの町民なんだから、その為に仕事してもらってお金貰っているんだから。その辺もうちょっとね、元気良く参加してほしいなってそういう気がします。これからは申し訳ないけれども、町長にしても、副町長にしても、総務課長にしても、これは職員に対して本当に言いづらいかも知らんけれども、もう少し上から、上から目線でやってもらわないとね、恥ずかしくて喋られない。何やってもイベント、他力本願だもん。それと、もう1点課長にお聞きします。うまいもんじゃにしろ、さくらんぼフェスティバルにしろ、ぐるっと店舗を歩いてみますとですね、半分地元いない。さくらんぼフェスティバルにしても、うまいもんじゃにしても、仁木のメインは何なの、果物でしょう、野菜でしょう。もう少しね、農家の人も協力して自分たちで、自分たちの物をPRしないとね、いかん。申し訳ないけれどもね、出店してもらっている皆さんには申し訳ないけれども、本当にね、肉だとか、ジュースだとか、パンだとかあんなものね、あんなものって言ったら失礼だけれどもね、本当にね、減らしてもらってもね、いろんなその直売所を出店してほしいわ。企画課長、企画課長はいつもこう担当課長なんだけれども、ああやって見て不思議に思わないですか。それで、これ各いろんな地方から来て貰っていますね、留寿都・京極・真狩とか、来てもらっていますけれども、何店舗が揃って何店舗が地元の商店街でしたか。それと、今後どういう体制でもう少しうまいもんじゃとか、さくらんぼフェスティバル、地元の農家さんもそうなんだけれども、直売やっている業者とかっていうのは特別もっとやっぱり力入れてもらってやってもらわないと困ると思うんですけども、その辺いかがでしょうか。どのように今後考えていきますか。すみません、答弁をお願いします。

○議長（山下敏二）事務方のトップである美濃副町長が、責任のある答弁をここでしなければならぬかと思えますけれども、副町長どうですか。

○副町長（美濃英則）議長。

○議長（山下敏二）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）今、横関議員の質問に対して、私の方からお答えしたいと思いますけれども、仁木の二大イベントであります、さくらんぼ、うまいもんじゃ含めて今まで長い歴史の中でやってきたと思い

ます。相当賑わっていた時期もありますし、相当出店ですね、方々も多く出たことがあると思いますけれども、最近については、やはり議員おっしゃっているとおりですね、相当地元の果物を含めた農産物の出店に限られてきたかなと思っております。特定の人方の出店にとどまっているかなと思っております。これは私どもも、あるいは観光協会も含めて相当それなりにですね、出してもらうように、あるいはPRをしておりますけれども、いかんせん農家の方々も含めてですね、ちょうどその出る時期が非常に仕事と重なって出て来られないのが実態であります。でも、それはやはり私自身思っているのは、やっぱりそれは遠い先を見て、将来的なことを考えるとそういうことをやっぱり乗り越えてですね、どんどん出してくてもらわなければ、協力してもらわなければやっぱり仁木のその果物というのはPRしていけないと思うんですよね。そういう面も含めてもう一度ですね、事業主体は町ではありませんけれども、もう一度そういうイベントについては、実行委員会等も組織されて毎回行っておりますので、原点に立ち返ってですね、その辺をはっきりしていったら良いかなと思っております。それから先程質問がありました、横関議員からありましたその町内と町外の今回の賑わい活性化事業の件数等については、担当の方から説明いたします。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）先日行われました仁木大収穫祭における出店者20店舗の内訳でございますが、町内は12店舗、町外から8店舗来ていただいております。説明は以上でございます。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）町内12店舗、町外8店舗というふうに承りました。今回ちょっと言わせていただきましたけれども、やはり町を、そうですね、活発化、活性化させるのにやはり町の地元の中から燃えていかないと、外からは燃え上がらないんですよ。これからいろんな企画なんかも出ると思うので、その辺、これからもですね、やることは良いことだと思うので、町外から人を集められるような良い企画をですね、どんどん集めていただきたいと思いますし、JA新おたるさんにつきましてもですね、やはり補助金ばかりねだるんじゃなくて、やっぱりこういう企画が出ること自体にやはりもっときちんとですね、参加してもらわなければ困るということをですね、やはり補助金をおねだりにくる時にはきちんとですね、説明をしてあげてください。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決

されました。

## 日程第14 議案第6号

### 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第14、議案第6号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。

仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について。仁木町手数料条例（平成12年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤 聖一郎。

詳細につきましては、門脇住民課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）それでは、議案第6号、仁木町手数料条例（平成12年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例制定について、ご説明をいたします。例規集におきましては、第1款の8103ページでございます。

最初に、改正の趣旨をご説明いたします。仁木町手数料条例の一部を改正につきましては、戸籍の電算化につきましては、事務の効率化のためにコンピューターで戸籍を管理することとなります。これを実施するに伴いまして、戸籍の謄抄本交付手数料、戸籍の記録事項証明書を一本化し、戸籍の謄抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料と名称を変更することと、また併せて、手数料の名称中除斥とありますところを除かれた戸籍にすべて変更することとともに、戸籍同様に除斥の謄抄本手数料、除斥の記録事項証明手数料を一本化し、除かれた戸籍の謄抄本の交付又は磁気ディスクをもって、調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料と、長くなりますが名称を変更するものであります。また、先程説明した除斥とありますものを除かれた戸籍に変更する届出、届出書の前に戸籍法に基づく追加する等、文言の整理を行うものであります。

続きまして、次ページの方の新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の手数料条例第2条関係につきましては、右側欄にあります旧の欄と左側欄にあります新の欄の下にアンダーラインが引かれております。これが先程ご説明いたしました手数料の名称変更となりますが、手数料の額の変更はございません。続きまして、新旧対照表左の下になりますが、本条例の附則につきましては、この条例は平成26年10月4日から施行するとなります。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）8番・横関です。この新旧対照表を見ているんですけども、すみません、見間違えです。間違いました。

○議長（山下敏二）質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 議案第7号

### 仁木町道路線の認定について（北星2号線）

○議長（山下敏二）日程第15、議案第7号『仁木町道路線の認定について（北星2号線）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。

仁木町道路線の認定について。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり仁木町道路線の認定をする。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤 聖一郎。

記といたしまして、整理番号は158で、路線名は北星2号線であります。起点は仁木町西町2丁目89番4地先から、終点は仁木町西町2丁目89番3地先までであります。延長は79.98mで、最小幅員は7.28m、最大幅員は12.27mとなっております。主要な経過地につきましては、町道北星線でございます。以上でございます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

お諮りします。本件については、上村議会運営委員会委員長の報告のとおり、総務経済常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町道路線の認定について（北星2号線）』は、総務経済常任委員会に付託し審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時03分

---

**再 開 午後 3時03分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は9月25日木曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日の審議ご苦労様でした。

**散 会 午後 3時03分**

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員



平成26年第3回仁木町議会定例会（1日目）議決結果表

会 期 平成26年9月24日～9月25日（2日間）

1日目 平成26年9月24日（水曜日）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後3時03分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成25年度決算に基づく健全化判断比率報告書	H26.9.24	報 告
報告第2号	平成25年度決算に基づく資金不足比率報告書	H26.9.24	報 告
議案第1号	平成25年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	H26.9.24	委員会付託
議案第2号	平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.24	委員会付託
議案第3号	平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.24	委員会付託
議案第4号	平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.24	委員会付託
議案第5号	平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）	H26.9.24	原案可決
議案第6号	仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について	H26.9.24	原案可決
議案第7号	仁木町道路線の認定について（北星2号線）	H26.9.24	委員会付託